

令和元年度 第1回 滋賀地方最低賃金審議会
審 議 次 第

日 時 令和元年7月8日(月)

午後2時～

場 所 滋賀労働局 共用会議室

開 会

議 題

- (1) 滋賀地方最低賃金審議会会長及び会長代理について
- (2) 滋賀地方最低賃金審議会の公開について
- (3) 滋賀県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (4) 滋賀県最低賃金専門部会の設置について
- (5) 滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置について
- (6) 実地視察について
- (7) その他

閉 会

令和元年度 第1回 滋賀地方最低賃金審議会 資料目次

令和元年7月8日

資料№ 1	第54期 滋賀地方最低賃金審議会委員名簿	…… P 1
資料№ 2	滋賀地方最低賃金審議会運営規程	…… P 3
資料№ 3	経済財政運営と改革の基本方針2019 (令和元年6月21日閣議決定)＜関係部分抜粋＞	…… P 5
資料№ 4	成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(令和元年6月21日閣議決定) ＜関係部分抜粋＞	…… P 11
資料№ 5	滋賀県内経済情勢報告(平成31年4月判断)	…… P 15
資料№ 6	法人企業景気予測調査(平成31年4月～6月期調査) [滋賀県下の調査結果]	…… P 19
資料№ 7	滋賀県鉱工業指数(平成31年(2019年)4月速報)	…… P 27
資料№ 8	大津市における費目別標準生計費(1人)の推移	…… P 39
資料№ 9	消費者物価指数(大津市) 令和元年(2019年)5月分	…… P 41
資料№ 10	2019年 各集計機関別集計状況	…… P 51
資料№ 11	最近の雇用失業情勢(令和元年5月分)	…… P 53
資料№ 12	滋賀県における生活保護の実態	…… P 55
資料№ 13	平成31年度業務改善助成金のご案内 「滋賀働き方改革推進支援センター」のご案内	…… P 57
資料№ 14	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	…… P 61
資料№ 15	平成31年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	…… P 63
資料№ 16	令和元年度 滋賀地方最低賃金審議会開催日程(案)	…… P 65

第54期 滋賀地方最低賃金審議会委員名簿

(任期:令和元年5月1日～令和3年4月30日)

(50音順)

区分	氏 名	現 職	備 考
公 益 代 表	いしい りえこ 石井 利江子	滋賀大学経済学部 准教授	
	かたやま さとし 片山 聡	オアシス法律事務所 弁護士	
	さの ひろし 佐野 洋史	滋賀大学経済学部 准教授	
	なか むつみ 中 睦	中法律事務所 弁護士	
	ひらい たてし 平井 建志	ひらい法律事務所 弁護士	
労 働 者 代 表	あいざわ みちよ 相澤 三千代	連合滋賀 執行委員 JAM京滋 執行委員 ダイキン工業労働組合滋賀支部 副執行委員長	
	いけうち まさひろ 池内 正博	連合滋賀 副会長 UAゼンセン滋賀県支部 支部長	
	おおえ あきひろ 大江 彰宏	連合滋賀 執行委員 電機連合滋賀地方協議会 事務局長 オムロン労働組合 特別中央執行委員	
	なかむら たけとし 中村 猛利	連合滋賀 副事務局長 UAゼンセン滋賀県支部 参与	
	よしだ まもる 吉田 守	JAM京滋 財政委員長 メタルアート労働組合委員長	
使 用 者 代 表	いしい ふとし 石井 太	湖北工業株式会社 代表取締役社長	
	いしだ ひでゆき 石田 秀幸	甲賀高分子株式会社 代表取締役社長	
	くすかめ ひろみ 楠亀 博美	滋賀中央信用金庫 人事部係長	
	なかむら ひろゆき 中村 宏幸	紺藤織物株式会社 総務管理部 部長	
	にしだ やすお 西田 保夫	一般社団法人滋賀経済産業協会 総務部長	

滋賀地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、滋賀地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、滋賀労働局長、7人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規程により滋賀労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の原則として1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、滋賀労働局長に通知するものとする。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について、事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(議事の進行)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前三項の規程は、小委員会等について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をその都度滋賀労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成13年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成18年5月15日から施行する。

経済財政運営と改革の基本方針 2019
(令和元年6月21日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第1章 現下の日本経済

1. 内外の経済動向と今後の課題

(1) 日本経済の現状と課題

第2次安倍内閣が発足した2012年当時、我が国は、経済の低迷やデフレに苦しみ、成長力の低下やグローバル競争の激化をはじめ、その取り巻く経済環境の厳しさが増す中で、国民の間では、閉塞感や先行きの不透明感が強まる状況に陥っていた。このため、まずは経済再生を最優先の政策課題に据え、アベノミクスを強力に推進し広く展開することにより、こうした局面を打開することに成功した。

現在の我が国経済は、デフレではない状況を作り出し、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達した。国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も、大きく改善している。雇用面では、生産年齢人口がこの6年間で約500万人減少する中にもあっても、女性・高齢者の労働参加により就業者が約380万人増加した。また、過去最高水準の企業収益が続く中、最低賃金は2016年度以降3年連続で3%程度の引上げを実現したほか、春季労使交渉では中小企業を含め2%程度の高い賃金上昇が続くなど、着実かつ継続的な賃上げが実現している。

アベノミクスの成果は地域にも波及し、統計を取り始めて以来初めて有効求人倍率は全都道府県で1倍を超える状態が続くとともに、2000年代半ばの景気回復期と比べて、全国的に景況感が改善する中で地域間のばらつきも小さくなっている。さらに、地方圏の地価がバブル崩壊後初めて上昇に転じるなど、地方における経済の好循環の前向きな動きが生まれ始めている。

一方で、中国経済の減速等を背景に輸出や生産が弱含んでおり、先行きについても、米中貿易摩擦の激化など通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなどの下方リスクにはしっかり目配りする必要がある。

財政面では、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあるものの、国・地方の税収は景気回復の継続等により過去最高となり、国・地方の基礎的財政収支（以下「PB」という。）の対GDP比は、2012年度の▲5.5%から2018年度には▲2.8%に縮小する見込みである。また、新経済・財政再生計画（2019～25年度）を定め、団塊の世代が75歳に入り始める2022年までの3年間を「基盤強化期間」（2019～21年度）と位置付け、令和元年度予算から目安に沿った予算編成を行うなど、引き続き経済再生と財政健全化に着実に取り組むこととされた。

2019年10月には、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する

安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税率の8%から10%への引上げを予定している。今回は、前回2014年4月の引上げ後に景気の回復力が弱まったという経験を十分にいかし、需要変動の平準化に万全を期すこととしている。すなわち、教育無償化や社会保障の充実、軽減税率制度の実施により、今回の引上げによる経済への影響を2兆円程度に抑制する。加えて、予算面では、臨時・特別の措置として、令和元年度当初予算において、2兆円程度、税制面では0.3兆円程度、合わせて2.3兆円程度という十二分な規模の措置を盛り込んだところであり、これらの適切な執行により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むこととしている。

中長期の課題に目を転ずれば、平成から令和の時代に引き継がれた課題が多いことは、否めない。人口減少・少子高齢化の進行、第4次産業革命の到来、生産性と成長力の伸び悩み、世界的なデジタル化の流れ、通商問題・保護主義の台頭、エネルギー・環境制約の高まり、地方経済の活性化、大規模自然災害の頻発、社会保障と財政の持続可能性など、我が国が直面する大きな変化や喫緊の課題は、枚挙に暇がない。特に、これまで世界的にも経験したことがない、人口減少や少子高齢化の急速な進展は、我が国経済が直面する最大の壁となっている。

(中略)

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

(中略)

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

一人一人の人材の質を高めるとともに、人生100年時代に向けて誰もが生きがいを感じてその能力を思う存分に発揮できる社会を構築するため、「人づくり革命」と「働き方改革」を推進する。また、Society 5.0時代のニーズに合わせて、従来の型にはまった教育システムを複線型に転換するなど、多様性を追求できる仕組みに改革する。あわせて、成長と分配の好循環を継続・拡大させるため、就職氷河期世代の人々が安定的に就労するなど社会への参画機会を拡大する仕組みを構築するとともに、最低賃金の上昇を実現する。

(中略)

(3) 所得向上策の推進

(中略)

② 最低賃金の引上げ

経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り

組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずるとともに、下請中小企業振興法¹に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあわせて、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析²をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する。

(中略)

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

1. 新経済・財政再生計画の着実な推進

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、新経済・財政再生計画を着実に推進する。海外発の下方リスクがみられる中、デフレ脱却・経済再生最優先との安倍内閣の経済政策の基本方針を堅持し、成長と分配の好循環を持続・拡大させることが不可欠である。

このためには、新経済・財政再生計画の着実な推進を通じて、デフレ脱却・経済再生の取組の強化と同時に、歳出改革や歳入改革に当たっても経済再生に寄与する改革とすることが重要である。具体的には、①社会保障改革による保険料負担の伸びの抑制・労働参加の促進、②人的投資をはじめとする民間投資の喚起、③規制・制度改革を通じた公的分野への民間参入・官民連携を併せて実現していく。特に、パラダイムシフトの鍵となる Society 5.0 実現の加速に向けて、徹底したデジタル化をはじめ次世代型行政サービスの構築に早期に取り組むことにより、新たな民間投資やサービスの呼び水とするとともに、中長期的な成長基盤を強化する。

①については、引き続き、企業の生産性の向上や賃上げに向けた財政的なインセンティブ等を通じて賃上げの流れが確実に継続するよう促すとともに、引き続き、経済成長率の引上げや中小企業・小規模事業者を中心とする生産性の底上げを支援しつつ、最低賃金の力強い上昇を実現していく。新経済・財政再生計画に基づき、医療・介護改革を着実に推進し社会保険料負担の伸びを抑制するほか、年金改革等を通じてより多くの国民の労働参加を促すこと等により、可処分所得の継続的な拡大を実現する。これらの取組により、可処分所得の増大と将来の安心の確保を通じて消費を拡大する。マイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康づくり支援等の実効性が高まるよう、マイキー

¹ 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）。

² 業種業態別、地域別の実態分析を含む。

プラットフォームの早期かつ広範な普及を進める。

②については、財政の利活用や制度改革等により、Society 5.0 時代に向けた人的投資を一層喚起する。このため、メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態³への転換、より効率的で成果が的確に評価される働き方、労働移動の円滑化等を含め、今後、フェーズⅡの働き方改革に向けて必要な制度改革や仕組みづくりに取り組む。企業による従業員への人的投資や教育機関による適切なカリキュラムの提供等を支援する。企業における人的投資の活性化・見える化に向けて、機関投資家等と関係省庁が連携し、人的資本の非財務情報の活用の在り方について検討を進める。また、人的投資に関する開示の状況について調査し、好事例の収集・公表等を通じて、企業における開示の充実を促進する。政府事業・制度等の一層のイノベーション化等を通じ官民を挙げて研究開発を推進するとともに、大学・研究機関等における人的資本をより高め、産学連携を通じてより多面的な活用を図る。

③については、規制・制度改革を通じた公的分野への民間参入・官民連携を促進し、民需中心に継続的に需要拡大するとともに財政の効率化と質の向上を併せて実現していく。このため、次世代型行政サービスへの改革を推進するとともに、予防・健康づくりやデータヘルスの取組、PPP／PFIなどの公的サービスの産業化の取組を加速・拡大し、公的サービスに付随する投資や新たなサービスの創出を促進する。また、既存資源・資本の有効活用等により、必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現する。

(中略)

第4章 当面の経済財政運営と令和2年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

(1) 消費税率引上げへの対応

政府は、2019年10月1日の消費税率10%への引上げに当たり、下記の各措置や防災・減災、国土強靱化を含めた2019年度の臨時・特別の措置等の適切な執行により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組む。

① 駆け込み・反動減の平準化

消費税率引上げの前後において、事業者のそれぞれの判断によって柔軟な価格設定が行われるよう、諸外国の例等を踏まえ整備した「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」⁴の周知を進める。

³ 職務や勤務場所、勤務時間が限定された働き方等を選択できる雇用形態。

⁴ 「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」（平成30年11月28日内閣官房・公正取引委員会・消費者庁・財務省・経済産業省・中小企業庁）。

同時に、下請などの中小企業・小規模事業者に対する消費税の転嫁拒否等が行われな
いよう、転嫁拒否等に対する監視、取締りや、事業者等に対する指導、周知徹底等に努
め、万全の転嫁対策を講ずる。

キャッシュレス・消費者還元事業⁵、プレミアム付商品券事業⁶、耐久消費財（自動車・
住宅）に係る税制・予算措置により、消費税率引上げ前後の需要変動を平準化し、消費
を喚起・下支えする。これらの措置についても、事業者に混乱が生じないよう、また、
消費者が安心して購買できるよう、周知・広報を強力に実施する。

（中略）

（２）当面の経済財政運営

政府は、成長を持続し、経済再生と財政健全化の好循環を実現していくため、Society
5.0 の実現や適切な物的・人的投資の一層の喚起等によって、潜在成長率を引き上げ、
成長力の強化を進める。賃上げなど所得向上に向けた取組や地方での好循環の前向きな
流れを確実にする取組等を通じて、成長と分配の好循環の拡大を目指す。全世代型社会
保障の推進や国の財政の持続可能性を見据えた取組等によって、将来に対する不安に対
応する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、２％の物価安定の目標の下、金
融緩和を推進し、目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

（以下、略）

⁵ 2019年10月からオリンピック・パラリンピック前の2020年6月までの9か月間に限定し、中小・小規模事業者等に
おいて消費者がキャッシュレス決済を行う場合、５％（又は２％）ポイント還元により支援（いわゆる「ポイント還
元事業」）。

⁶ 住民税非課税者及び3歳未満の小さな乳幼児のいる子育て世帯に対し、2019年10月から2020年3月までの間で使用
できるプレミアム付商品券を発行・販売（１人当たり２万５千円まで（プレミアム額５千円））。

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画
(令和元年6月21日閣議決定)

<関係部分抜粋>

成長戦略実行計画

第1章 基本的考え方

(1) 背景

AI、IoT、ロボット、ビッグデータ、分散台帳技術（ブロックチェーン）など、第4次産業革命のデジタル技術とデータの活用は、19世紀から20世紀にかけて進んだ電力化や、20世紀末に進んだIT化と同じく、全ての産業に幅広い影響を及ぼす、汎用技術（General Purpose Technology : GPT）としての性格を有する。

令和の新時代において、我が国が第4次産業革命の新たな汎用技術の潜在力を最大限にいかし、生産性向上や経済成長につなげるためには、企業組織の在り方や個人の仕事の内容・仕方など、経済社会システム全体の再構築を図る必要がある。

第4次産業革命は、同質的なコスト競争から付加価値の獲得競争への構造変化をもたらす。デジタル化を企業経営者が本格活用し、いかに差別化を図り、付加価値の高い新たな製品、サービスを生み出すかという競争であり、付加価値の創出・獲得が課題である。

第4次産業革命は、労働市場にも大きな影響を及ぼす。現在、世界的に中スキルの仕事が減少し、高スキルと低スキルの仕事が増加する「労働市場の両極化(Polarization)」が進行している。高スキルの雇用を増加させるためには、機械やAIでは代替できない創造性、感性、デザイン性、企画力といった能力やスキルを具備する人材を育てていく必要がある。

このように、第4次産業革命に合わせて「組織」と「人」の変革を進められるかどうか、付加価値の創出による労働生産性上昇を実現できるかどうかを左右する。

(2) 政府・政策の変革

第4次産業革命の変化のスピードは早く、かつ、急激であり、世界は大きく変化している。政府が、早期に、かつ、具体的に対応策を打ち出し、民間がこれに応じて具体的なアクションを起こせるかどうか、日本が第4次産業革命をリードできるかどうかを決する。この1、2年が勝負である。

このため、必要な法制面を含む環境整備を全政府的に早急に進め、2020年の通常国会において国の基本的なインフラ整備・ルール整備を完了するよう取り組むこととする。

引き続き、アベノミクスにおける大胆な金融政策や機動的な財政運営を推進しつつ、その間に、政府においては、人材の流動化などのオープン・イノベーションの試みを率先して実施すると同時に、規制改革の推進により新規参入や新陳代謝を促進し、経済政

策の持続可能性を確保していく。

(中略)

第4章 人口減少下での地方施策の強化

(中略)

6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上

ローカルのグローバル化を進めるなどにより、中小企業・小規模事業者の生産性を高め、付加価値を増加させ、従業員や家族の消費を支え、地域経済にも貢献するという好循環を促すことが、我が国全体の成長に不可欠である。

①デジタル実装支援

デジタル化による生産性向上の取組が普遍的に広がるよう、ものづくり補助金やIT導入補助金等による支援を引き続き推進するとともに、創業時等におけるクラウド会計をはじめとするデジタル化の普及促進やクラウド・ファンディングなどのデジタルツールの活用を採択時の加点要素とする補助金の範囲の拡大を検討する。また、個社単位のデジタル化のみならず、データレンディング、補助金交付決定の電子記録債権化によるつなぎ融資サービス、EDI関連サービス、支援機関によるデジタル化促進などの普及支援策を検討する。

②経営資源引継ぎの促進

事業承継を契機に行う新事業展開を促進するため、現行の事業承継補助金について、第二創業・ベンチャー型事業承継への支援の拡充・重点化を行う。また、事業引継支援データベースや後継者人材バンクを抜本拡充するなど、経営資源引継型の創業や第三者承継等を後押しするための取組を進める。

③経営者保証

経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として新旧経営者からの二重徴求を行わないことを明記した「経営者保証に関するガイドライン」の特則を年内を目途に策定する。また、中小企業等が経営者保証を不要とするための要件の充足をできるよう、専門家の確認・支援を受けることができる体制を整備する。さらに、事業承継時に後継者の経営者保証を不要とする新たな信用保証メニューを創設するとともに、保証料負担を最大ゼロまで軽減する政策を推進する。加えて、商工中金が原則無保証化するなど、政府系金融機関・信用保証協会の取組を一層促すとともに、これらの施策を通じて民間金融機関による経営者保証に依存しない融資についても一層進めていく。

④産業ごとのきめ細かな取引関係の適正化

親事業者からのコスト低下圧力が原因となって、下請事業者となっている中小企業が

賃金や設備投資の水準を上げられない可能性もあることから、利益や付加価値の状況、労働や資本への分配状況等を、産業・業種、企業規模ごとの分析等を行った上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に、下請Gメンによる下請事業者の実態把握等も含めて調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、競争法制や中小企業法制等をフル活用して、きめ細かな改善を図っていく。

これにより、サプライチェーン全体の中で、大企業と中小企業がコストアップを公正に負担し合ったり、大企業が中小企業のデジタル技術実装に協力したりすることで、中小企業の生産性向上を後押しし、経済全体の付加価値を高める、共存共栄の関係を構築する。

成長戦略フォローアップ

Ⅱ. 全世代型社会保障への改革

(中略)

3. 多様で柔軟な働き方の拡大

(中略)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

(中略)

ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

(中略)

③ 最低賃金の引上げ

・経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずるとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

・最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取引組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析¹をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する。

(以下、略)

¹ 業種別業態別、地域別の実態分析を含む。

平成 31 年 4 月 25 日

滋賀県内経済情勢報告

(平成 31 年 4 月判断)

1. 総論

【総括判断】「県内経済は、回復しつつある」

項 目	前回 (31 年 1 月判断)	今回 (31 年 4 月判断)	前回 比較
総括判断	回復しつつある	回復しつつある	

(注) 31 年 4 月判断は、31 年 1 月判断以降、31 年 4 月に入ってから足下の状況までを含めた期間で判断している。

(判断の要点)

個人消費は緩やかに回復しつつあるほか、生産活動は回復しつつあり、雇用情勢は着実に改善しているなど、県内経済は全体として、回復しつつある。

【主な項目の判断】

項 目	前回 (31 年 1 月判断)	今回 (31 年 4 月判断)	前回 比較
個人消費	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	
生産活動	回復しつつある	回復しつつある	
雇用情勢	着実に改善している	着実に改善している	
設備投資	30 年度は前年度を上回る計画となっている	30 年度は前年度を上回る見込みとなっている	
企業収益	30 年度は増益見込みとなっている	30 年度は増益見込みとなっている	

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策効果などを背景に、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

2. 各論

【主な項目】

■ 個人消費 「緩やかに回復しつつある」

百貨店・スーパー販売額は、飲食料品や衣料品が低調なことなどから、前年を下回っている。

コンビニエンスストア販売額は、惣菜やカウンター商品が堅調なことなどから、前年を上回っている。

ドラッグストア販売額は、新規出店効果により売上が好調なことから、前年を上回っている。

ホームセンター販売額は、季節商品が低調であったことなどから、前年を下回っている。

家電大型専門店販売額は、液晶・有機ELテレビなどが好調なことから、前年を上回っている。

乗用車の新車登録届出台数は、普通・小型車、軽自動車ともに前年を下回っている。

(主なヒアリング結果)

- 春物衣料が動く時期に気温が低かったことなどから、衣料品は振るわなかった。(百貨店)
- 野菜の相場安が続いたことなどが、売上の減少に影響している。(スーパー)
- 伸びは小さくなっているものの、中食の惣菜やカウンター商品の販売は堅調。(コンビニエンスストア)
- 暖冬の影響か風邪薬等の販売が伸び悩んだ。3月以降は花粉症対策関連商品の売上が好調。(ドラッグストア)
- 暖冬の影響から、暖房器具や除雪器具の売上が伸びなかった。(ホームセンター)
- 地デジ移行期のテレビの買い替え需要の影響もあり、テレビの売れ行きが良い。(家電量販店)
- 前四半期と比べ、売上は増加しているが、前年同期比では横ばい。軽自動車为好調なほか、SUV車、小型車も堅調。(自動車販売店)

■ 生産活動 「回復しつつある」

鉱工業指数(生産)でみると、はん用・生産用・業務用機械工業、食料品工業、窯業・土石製品工業などで低下しているものの、化学工業、プラスチック製品工業、電気機械工業などで増加していることなどから、全体では回復しつつある。

(主なヒアリング結果)

- 今期は半導体業界の減速の影響が大きい。1-3月期の半導体関連事業の売上は前年比でかなり落ち込んでいる。ただ、下期に向けて好材料もあると考えている。(生産用機械工業)
- 通期でみると生産量は増加しているが、当期においてはメンテナンスなどで製造ラインを休止する期間もあった。(食料品工業)
- 欧州における排ガス規制の影響による自動車生産台数の減少や、中国における自動車販売台数の減少が影響している。(窯業・土石製品工業)
- 中国からの需要が旺盛なことや、免税店におけるインバウンド需要などから受注が増加しており、生産が追い付いていない。(化学工業)
- 米中貿易摩擦の影響などから、既存取引先の景況感は悪化しているものの、新規先の開拓に努めプラス成長を維持している。(プラスチック製品工業)
- 米国向け産業用機械が好調であったことなどから、当社としても好調であった。(電気機械工業)

■ 雇用情勢 「着実に改善している」

有効求人倍率は、19か月連続で1.3倍を超える水準となっている。新規求人数は足下で前年を下回っているものの、完全失業率も低水準となっているなど、雇用情勢は着実に改善している。

(主なヒアリング結果)

- 新卒採用については、大手ゼネコンなどに人材が流れ、地元建設業にまで人材が集まらず、計画より少ない人数となった。(建設業)
- 求人の7割程度しか充足できておらず、人手不足感は強い。小売業全般が厳しい局面にある。(小売)
- 大卒で希望の人数を採用することができず、人手不足感がある。特に理系の専門人材が不足している。(生産用機械工業)
- メカニクが慢性的に不足している。(自動車販売店)
- 人手不足は深刻であるが、作業特性などから機械による省人化は難しい。(繊維工業)

- **設備投資** 「30年度は前年度を上回る見込みとなっている」(全産業)「法人企業景気予測調査」31年1-3月期
 - 製造業では、化学工業などで前年度を下回っているものの、非鉄金属工業などで前年度を上回っていることから、全体では前年度を上回る見込みとなっている。
 - 非製造業では、生活関連サービスなどで前年度を下回っているものの、小売などが前年度を上回っていることから、全体では前年度を上回る見込みとなっている。

- **企業収益** 「30年度は増益見込みとなっている」(全産業)「法人企業景気予測調査」31年1-3月期
 - 製造業では、電気機械工業などが減益となるものの、生産用機械工業などが増益となることから、全体では増益見込みとなっている。
 - 非製造業では、不動産などが減益となるものの、小売などが増益となることから、全体では増益見込みとなっている。

【その他の項目】

- **住宅建設** 「前年を下回っている」
新設住宅着工戸数でみると、貸家が減少していることなどから、全体で前年を下回っている。
- **公共事業** 「前年を大幅に下回っている」
前払金保証請負金額でみると、市町が大幅に減少していることなどから、全体で前年を大幅に下回っている。
- **企業の景況感** 「下降」超となっている (全産業)「法人企業景気予測調査」31年1-3月期
企業の景況判断BSIでみると、現状判断は「下降」超となっている。先行きについては「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。
- **企業倒産** 「件数、負債金額ともに前年を下回っている」
倒産件数、負債金額ともに前年を下回っている。

お問合せ先：大津財務事務所 財務課 Tel.077-522-6455

財 務 省

法人企業景気予測調査

(平成31年4～6月期調査)

【滋賀県下の調査結果】

(目 次)

調 査 要 領		1
概 況		2
1. 景況（企業の景況）		3
2. 売上高・経常利益		5
3. 設備投資		6
4. 雇 用		7

令和元年6月13日

財務省 近畿財務局 大津財務事務所

(連絡・問い合わせ先)

近畿財務局 大津財務事務所 財務課

TEL:077-522-6455 (直通)

○ 調 査 要 領

1. 調査の根拠と目的

我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として年4回実施している。

2. 調 査 時 点 令和元年5月15日（前回調査 平成31年2月）

3. 調査対象期間

判 断 項 目 平成31年 4～6月期（又は 6月末）見込み
令和元年 7～9月期（又は 9月末）見通し
令和元年 10～12月期（又は 12月末）見通し

計 数 項 目 令和元年度実績見込み

4. 調査対象の範囲

滋賀県に所在する資本金1千万円以上の法人企業。ただし、電気・ガス・水道業及び金融・保険業は資本金1億円以上を対象とする。

5. 集 計 の 方 法

法人企業統計調査の業種分類による単純集計を行った。

6. 標本企業の選定方法及び調査票の回収状況

標本は、四半期別法人企業統計調査の標本から、一定の方法により無作為抽出した。

対象企業に調査票を郵送、又はオンラインでの入力を依頼し、自計記入方式により回答を得た。

なお、毎年4～6月期調査前に標本の抽出替えを行っている。

（調査対象企業・回収率）

	全 産 業			製 造 業			非 製 造 業		
	標 本 企業数	回 収 企業数	回収率	標 本 企業数	回 収 企業数	回収率	標 本 企業数	回 収 企業数	回収率
全 規 模	103	86	83.5	44	36	81.8	59	50	84.7
大 企 業	20	18	90.0	14	12	85.7	6	6	100.0
中 堅 企 業	20	15	75.0	10	6	60.0	10	9	90.0
中 小 企 業	63	53	84.1	20	18	90.0	43	35	81.4

（注）大 企 業：資本金10億円以上

中堅企業：資本金1億円以上10億円未満

中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

7. 業 種 分 類

「法人企業景気予測調査」は、「日本標準産業分類」に基づいて業種分類を行っている。

（参考：BSIについて）

BSI（ビジネス・サーベイ・インデックス）は、上昇、下降などの変化方向別回答数の構成比から全体の趨勢を判断するものである。

例：「企業の景況判断」の場合、前期と比べて

「上昇」と回答した企業の構成比…25.8% 「不変」と回答した企業の構成比…60.6%

「下降」と回答した企業の構成比…6.4% 「不明」と回答した企業の構成比…7.2%

BSI = （「上昇」と回答した企業の構成比…25.8%）

－（「下降」と回答した企業の構成比…6.4%）＝19.4%ポイント

概 況

滋賀県に所在する資本金 1 千万円以上の法人（ただし、電気・ガス・水道業及び金融・保険業は、資本金 1 億円以上）103 社を対象として実施した。令和元年 5 月 15 日時点での法人企業景気予測調査（回収率 83.5%）の結果は次の通りである。

1. 景 況（企業の景況）

全産業の現状判断は「下降」超、先行きも「下降」超

2. 売上高・経常利益（除く電気・ガス・水道、金融・保険）

①売上高

元年度の売上高は 1.4%の増収見込み

②経常利益

元年度の経常利益は 5.9%の増益見込み

3. 設備投資（除く土地、含むソフトウェア投資）

元年度は全産業で 24.9%増の見込み

4. 雇 用

全産業の現状判断は「不足気味」超

1. 景況（企業の景況）

— 全産業の現状判断は「下降」超、先行きも「下降」超 —

31 年 4～6 月期の企業の景況判断 B S I（前期比「上昇」－「下降」社数構成比・原数値）をみると、製造業、非製造業ともに「下降」超となっていることから、全産業では「下降」超となっている。

製造業では、輸送用機械などが「上昇」超となっているものの、電気機械、生産用機械などが「下降」超となっていることから、全体では「下降」超となっている。

非製造業では、農林水産業などが「上昇」超となっているものの、小売、建設などが「下降」超となっていることから、全体では「下降」超となっている。

規模別でみると、大企業、中小企業は「下降」超、中堅企業は「上昇」と「下降」が均衡となっている。

先行きについて、全産業でみると、元年 7～9 月期は「下降」超幅が拡大する見通しとなっている。

企業の景況判断BSI（原数値）

（前期比「上昇」－「下降」社数構成比）

（単位：％ポイント）

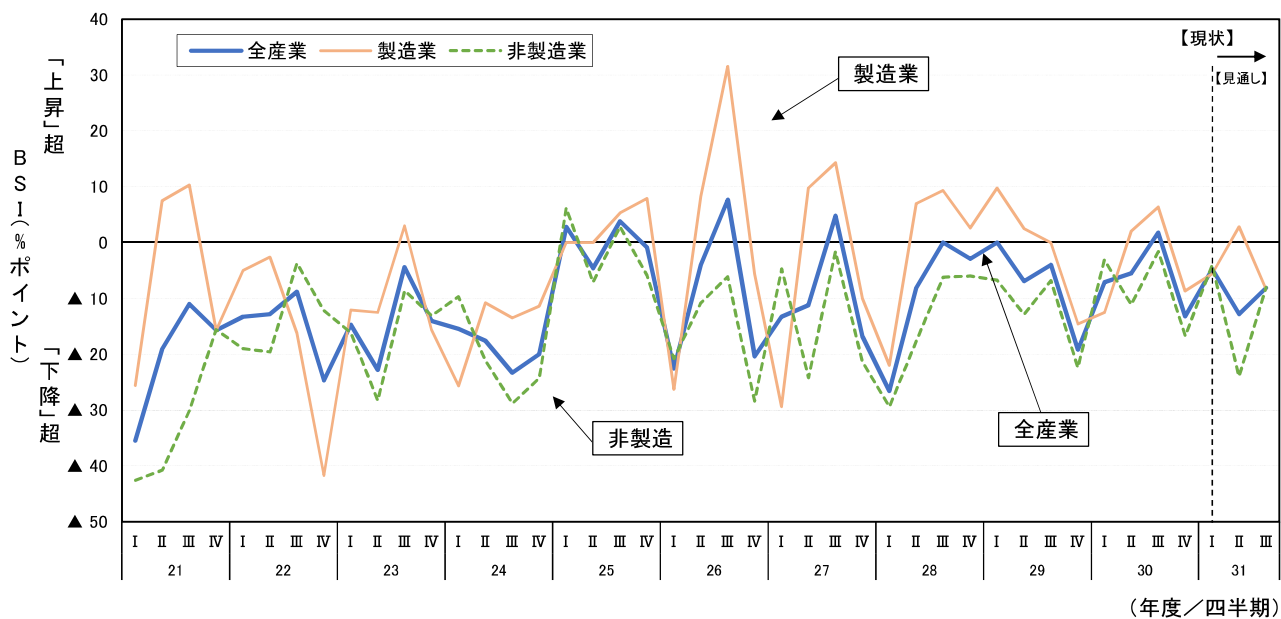
区 分	31 年 1～3 月 前回調査時	31 年 4～6 月 現状判断	元年 7～9 月 見 通 し	元年 10～12 月 見 通 し
全 産 業	▲ 1 3 . 2	(▲ 1 2 . 3) ▲ 4 . 7	(▲ 7 . 5) ▲ 1 2 . 8	▲ 8 . 1
製 造 業	▲ 8 . 7	(▲ 1 7 . 4) ▲ 5 . 6	(0 . 0) 2 . 8	▲ 8 . 3
非製造業	▲ 1 6 . 7	(▲ 8 . 3) ▲ 4 . 0	(▲ 1 3 . 3) ▲ 2 4 . 0	▲ 8 . 0
規 模 別				
大 企 業	5 . 0	(▲ 3 0 . 0) ▲ 1 1 . 1	(▲ 1 5 . 0) 1 1 . 1	▲ 1 6 . 7
中堅企業	▲ 1 8 . 5	(▲ 1 4 . 8) 0 . 0	(▲ 1 1 . 1) ▲ 4 0 . 0	▲ 1 3 . 3
中小企業	▲ 1 6 . 9	(▲ 5 . 1) ▲ 3 . 8	(▲ 3 . 4) ▲ 1 3 . 2	▲ 3 . 8

※ 回答社数 86 社

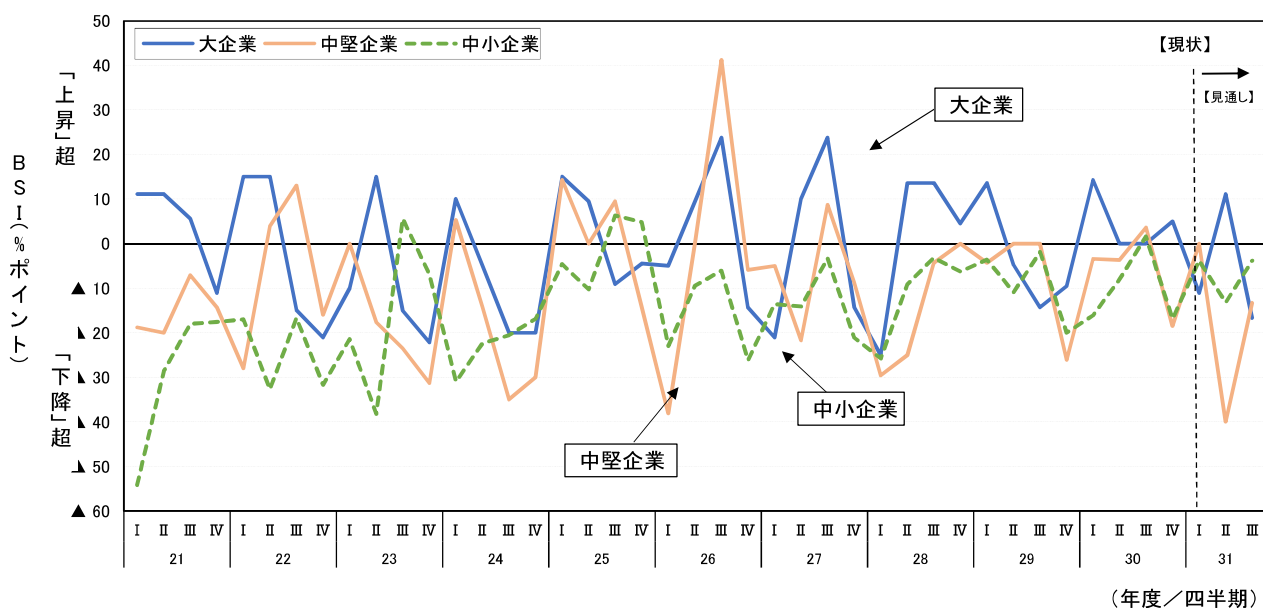
※ （ ） 書きは前回調査時（31 年 1～3 月期）の見通し

企業の景況判断BSIの推移

図表1 産業別



図表2 規模別



2. 売上高・経常利益（除く電気・ガス・水道、金融・保険：計数調査）

— 元年度の売上高は 1.4%の増収見込み、経常利益は 5.9%の増益見込み —

①売上高

元年度の売上高は、全産業で 1.4%の増収見込みとなっている。

製造業では、情報通信機械などが減収となるものの、非鉄金属、生産用機械などが増収となることから、全体では 1.4%の増収見込みとなっている。

非製造業では、卸売などが減収となるものの、小売、建設などが増収となることから、全体では 1.3%の増収見込みとなっている。

（対前年（同期）増減率：％）

	全規模	大企業	中堅企業	中小企業
全 産 業	1.4	1.6	▲1.9	1.4
製造業	1.4	1.7	▲2.5	0.6
非製造業	1.3	1.4	▲1.1	1.5

※ 回答のあった企業（65 社）を基に単純集計

②経常利益

元年度の経常利益は、全産業で 5.9%の増益見込みとなっている。

製造業では、生産用機械などが減益となるものの、情報通信機械、電気機械などが増益となることから、全体では 11.7%の増益見込みとなっている。

非製造業では、宿泊・飲食サービスなどが増益となるものの、小売、運輸・郵便などが減益となることから、全体では▲0.1%の減益見込みとなっている。

（対前年（同期）増減率：％）

	全規模	大企業	中堅企業	中小企業
全 産 業	5.9	7.3	▲27.5	7.9
製造業	11.7	14.0	▲23.7	▲5.4
非製造業	▲0.1	▲1.4	▲34.0	9.3

※ 回答のあった企業（64 社）を基に単純集計

3. 設備投資（除く土地、含むソフトウェア投資：計数調査）

－元年度は全産業で 24.9%増の見込み－

元年度の設備投資は、全産業で 24.9%増（対前年増減率、以下同じ。）の見込みとなっている。

製造業では、生産用機械などが前年を上回っているものの、非鉄金属、情報通信機械などが前年を下回っていることから、全体では▲0.7%減の見込みとなっている。

非製造業では、宿泊・飲食サービスなどが前年を下回っているものの、小売、運輸・郵便などが前年を上回っていることから、全体では 55.4%増の見込みとなっている。

規模別では、大企業、中堅企業、中小企業いずれも前年を上回る見込みとなっている。

（対前年（同期）増減率：％）

	全規模			
		大企業	中堅企業	中小企業
全 産 業	24.9	19.2	22.3	175.0
製造業	▲0.7	0.6	▲35.4	38.5
非製造業	55.4	44.6	50.1	231.1

※ 22 年 4～6 月期調査よりソフトウェア投資を含め集計している。

※ 回答のあった企業（71 社）を基に単純集計

4. 雇用(従業員数)

－ 全産業の現状判断は「不足気味」超 －

元年6月末時点の従業員数判断BSI(期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比、原数値)をみると、全産業は「不足気味」超となっている。

製造業では、繊維、輸送用機械など、多くの業種で「不足気味」超となっていることから、全体では「不足気味」超となっている。

非製造業では、建設、運輸・郵便など、全ての業種で「不足気味」超となっていることから、全体では「不足気味」超となっている。

規模別では、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっている。先行きについて、元年9月末は、全産業で「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

従業員数判断BSI(原数値)

(期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比)

(単位：%ポイント)

区 分	31年3月末 前回調査時	元年6月末 現状判断	元年9月末 見 通 し	元年12月末 見 通 し
全 産 業	38.1	(30.9) 32.9	(25.8) 32.9	36.5
製 造 業	34.1	(29.5) 8.3	(22.7) 8.3	19.4
非製造業	41.5	(32.1) 51.0	(28.3) 51.0	49.0
規 模 別				
大 企 業	21.1	(15.8) 22.2	(15.8) 22.2	22.2
中堅企業	56.0	(40.0) 53.3	(36.0) 53.3	46.7
中小企業	35.8	(32.1) 30.8	(24.5) 30.8	38.5

※ 回答社数 85 社

※ () 書きは前回調査時(31年1～3月期)の見通し

【資料提供】

令和元年(2019年)6月21日

部署名:総合企画部統計課

担当名:分析係 西尾・鈴木

TEL(直通)077-528-3397 FAX 077-528-4835

メールアドレス cv0002@pref.shiga.lg.jp

滋賀県鉱工業指数(平成 31 年(2019 年) 4 月速報)

生産は 2か月ぶりに低下、出荷は 2か月ぶりに低下、在庫は 3か月ぶりに低下

令和元年(2019年)6月21日 滋賀県統計課

【概 要】

(1)生産指数は2か月ぶりに低下

生産指数(季節調整済、平成22年基準)は108.4、前月比△0.6%と低下しました。

全 13業種のうち、はん用・生産用・業務用機械工業、電気機械工業など8業種が低下に寄与し、化学工業、食料品工業など5業種が上昇に寄与しました。

また、原指数は109.9、前年同月比+1.5%と上昇しました。

(2)出荷指数は2か月ぶりに低下

出荷指数(季節調整済、平成22年基準)は104.8、前月比△3.5%と低下しました。

全 13業種のうち、はん用・生産用・業務用機械工業、電気機械工業など7業種が低下に寄与し、化学工業、輸送機械工業など6業種が上昇に寄与しました。

また、原指数は100.5、前年同月比+0.9%と上昇しました。

(3)在庫指数は3か月ぶりに低下

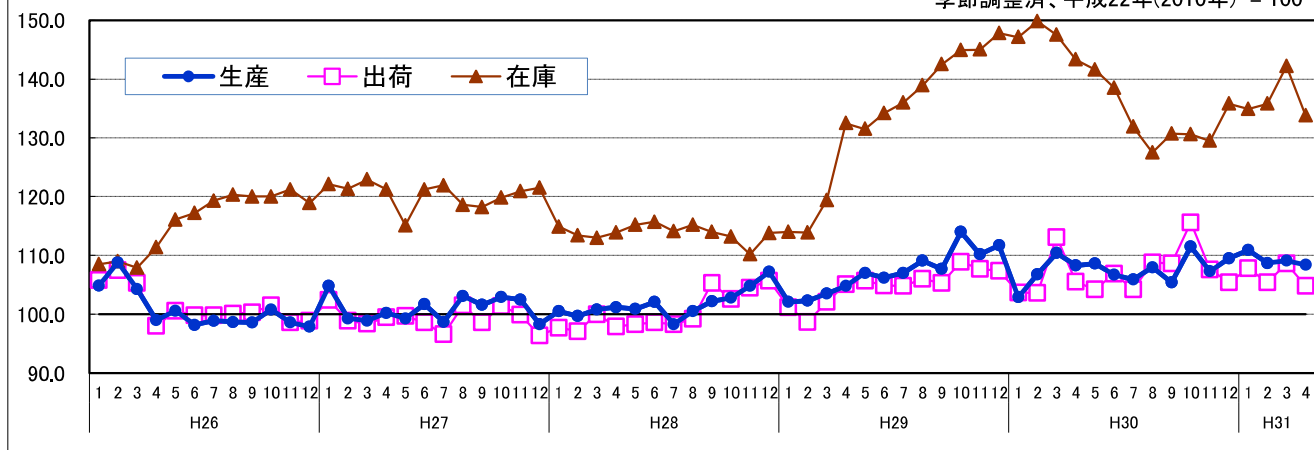
在庫指数(季節調整済、平成22年基準)は133.8、前月比△5.9%と低下しました。

全 13業種のうち、電気機械工業、食料品工業など7業種が低下に寄与し、窯業・土石製品工業、輸送機械工業など6業種が上昇に寄与しました。

また、原指数は135.5、前年同月比△6.6%と低下しました。

鉱工業指数の推移

季節調整済、平成22年(2010年) = 100



鉱工業総合

	滋賀県 H22=100				近畿(近畿経済産業局) H27=100			
	季節調整済指数		原 指 数		季節調整済指数		原 指 数	
	前月比 (%)		前年同 月比(%)		前月比 (%)		前年同 月比(%)	
生産	108.4	△ 0.6	109.9	1.5	101.0	1.4	98.3	△ 2.6
出荷	104.8	△ 3.5	100.5	0.9	100.2	0.5	96.6	△ 4.0
在庫	133.8	△ 5.9	135.5	△ 6.6	101.9	0.1	100.6	0.3
	全国(経済産業省) H27=100				注1 前月比(%)は季節調整済指数、前年同月比(%)は原指数によります。 注2 △は低下を示します。 注3 近畿は福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県です。			
	季節調整済指数		原 指 数					
	前月比 (%)		前年同 月比(%)					
生産	102.8	0.6	100.6	△ 1.1				
出荷	102.6	1.7	98.7	△ 1.5				
在庫	103.8	0.0	101.2	1.2				

業種別の動向

		主な業種	前月比(%)	前年同月比(%)
生 産	上 昇	化学工業	20.0	28.8
		食料品工業	6.7	△ 7.1
	低 下	はん用・生産用・業務用機械工業	△ 6.8	△ 2.0
出 荷	上 昇	化学工業	19.6	26.7
		輸送機械工業	2.5	△ 7.4
	低 下	はん用・生産用・業務用機械工業	△ 16.2	△ 6.2
在 庫	上 昇	窯業・土石製品工業	3.2	5.2
		輸送機械工業	31.2	52.2
	低 下	電気機械工業	△ 21.7	△ 24.6
		食料品工業	△ 18.1	△ 9.3

【お知らせ】

■ 令和元年5月速報は、令和元年7月下旬に公表する予定です。

■ インターネットでも滋賀県鉱工業指数をお知らせしています。

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokei/koukougyou/shisuu/300389.html>)

(参考)

平成31年4月 生産指数の業種の主な変動要因

平成22年(2010年)=100

○生産指数	業種	中分類
上昇	化学工業	化粧品
	食料品工業	清涼飲料
低下	はん用・生産用・業務用機械工業	半導体・フラットパネル製造装置、機械工具、はん用機械器具部品
	電気機械工業	その他の電気機械、民生用電気機械

これは白紙のページです。

これは白紙のページです。

大津市における費目別標準生計費（1人）の推移

(円)

費 目	平成27年4月 (集計世帯96)	平成28年4月 (集計世帯96)	平成29年4月 (集計世帯96)	平成30年4月 (集計世帯96)
食 料 費	28,200	25,880	27,150	27,270
住居関係費	31,700	34,870	61,760	37,230
被服・履物費	5,670	5,260	2,410	3,310
雑 費 Ⅰ	31,260	38,780	38,660	38,290
雑 費 Ⅱ	11,390	6,590	7,410	5,220
計	108,220	111,380	137,390	111,320

【標準生計費算定方法の概要】

標準生計費は、大津市における最も標準的な生活水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により算定した。

標準生計費の費目の内訳

食 料 費 ……食料

住居関係費 ……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ……被服および履物

雑 費 Ⅰ ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 Ⅱ ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の単身勤労者世帯に係る資料を基に人事院が作成した各費目標準生計費を大津市に置き換えて算定した。

3. 生鮮食品を除く総合指数と対前年同月比の推移



4. 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数と対前年同月比の推移



※「エネルギー」…電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン

5. 10大費目指数と前月・前年同月比および寄与度

平成27年=100

区 分	指 数	対前月		対前年同月	
		上昇率(%)	寄与度	上昇率(%)	寄与度
食 料	104.2	-0.4	-0.10	0.8	0.21
住 居	102.6	0.0	0.01	2.3	0.46
光 熱 ・ 水 道	100.5	-0.2	-0.01	1.3	0.10
家具・家事用品	103.9	3.5	0.10	6.6	0.20
被服及び履物	101.9	0.0	0.00	1.6	0.08
保 健 医 療	104.7	-0.3	-0.01	1.1	0.04
交 通 ・ 通 信	99.4	0.3	0.04	-0.1	-0.02
教 育	105.8	1.1	0.04	1.6	0.06
教 養 娛 楽	103.6	0.1	0.01	1.7	0.18
諸 雑 費	102.4	0.2	0.02	0.9	0.06

* 寄与度：総合指数の上昇に対して各費目がどれだけ影響したかを示します。

6. 前月との比較

総合指数は102.7で、前月と比べて0.1%上昇しました。中分類指数等の主な項目をみると、家庭用耐久財（13.1%）、生鮮果物（9.4%）等が上昇し、生鮮野菜（-6.6%）、調理食品（-2.8%）が下落しました。

生鮮食品を除く総合指数は102.7で、前月と比べて0.1%上昇しました。

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は102.9で、前月と比べて0.1%上昇しました。

● 上昇した中分類指数等の主な項目（寄与度順）

家庭用耐久財[家具・家事用品]	(+)	13.1%
生鮮果物[食料]	(+)	9.4%
自動車等関係費[交通・通信]	(+)	1.0%

● 下落した中分類指数等の主な項目（寄与度順）

生鮮野菜[食料]	(-)	6.6%
調理食品[食料]	(-)	2.8%

注) 中分類指数の項目のうち、寄与度および各指数の対前月比が比較的大きな項目のみを掲載しています。[]内は、10大費目名です。

注) 生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）については、小分類指数です。

7. 前年同月との比較

総合指数は、前年同月と比べると1.4%上昇しました。中分類指数等の主な項目をみると、**家賃**（2.7%）、**家庭用耐久財**（25.4%）等が上昇し、**通信**（-4.1%）、**生鮮野菜**（-4.3%）が下落しました。

生鮮食品を除く総合指数は、前年同月と比べると1.5%上昇しました。

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は、前年同月と比べると1.4%上昇しました。

● 上昇した中分類指数等の主な項目（寄与度順）

家賃[住居]	(+)	2.7%
家庭用耐久財[家具・家事用品]	(+)	25.4%
肉類[食料]	(+)	8.3%
自動車等関係費[交通・通信]	(+)	1.6%
ガス代[光熱・水道]	(+)	6.6%
教養娯楽用品[教養娯楽]	(+)	3.8%
教養娯楽サービス[教養娯楽]	(+)	1.0%

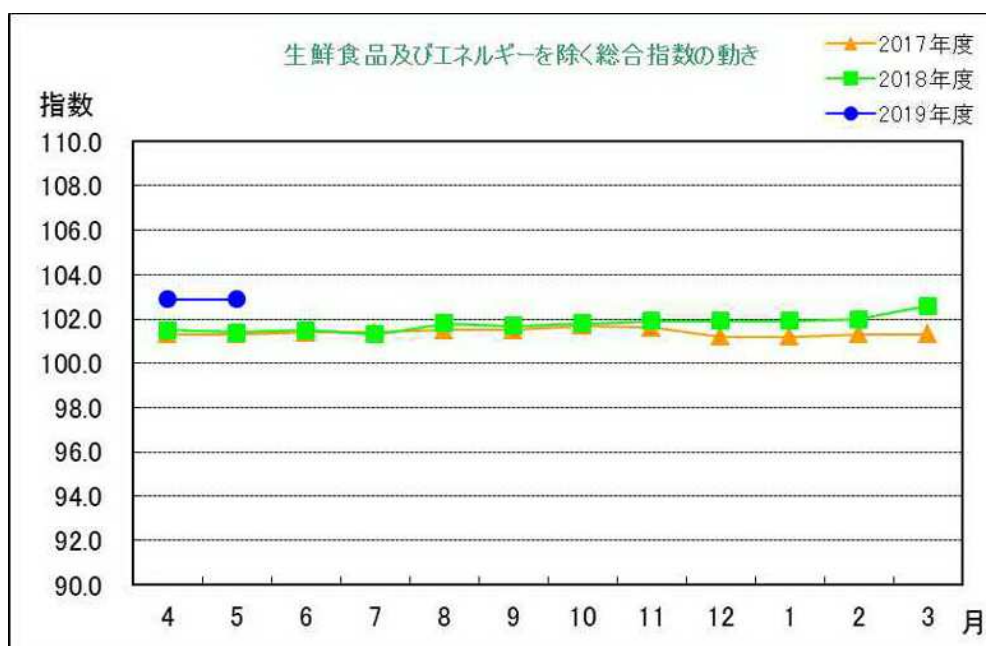
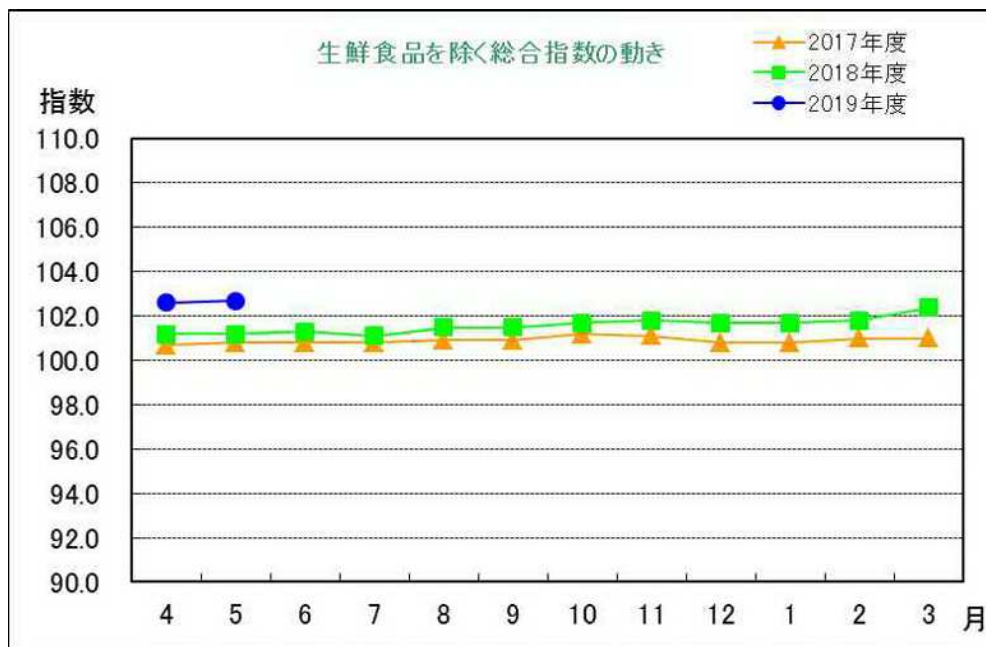
● 下落した中分類指数等の主な項目（寄与度順）

通信[交通・通信]	(-)	4.1%
生鮮野菜[食料]	(-)	4.3%

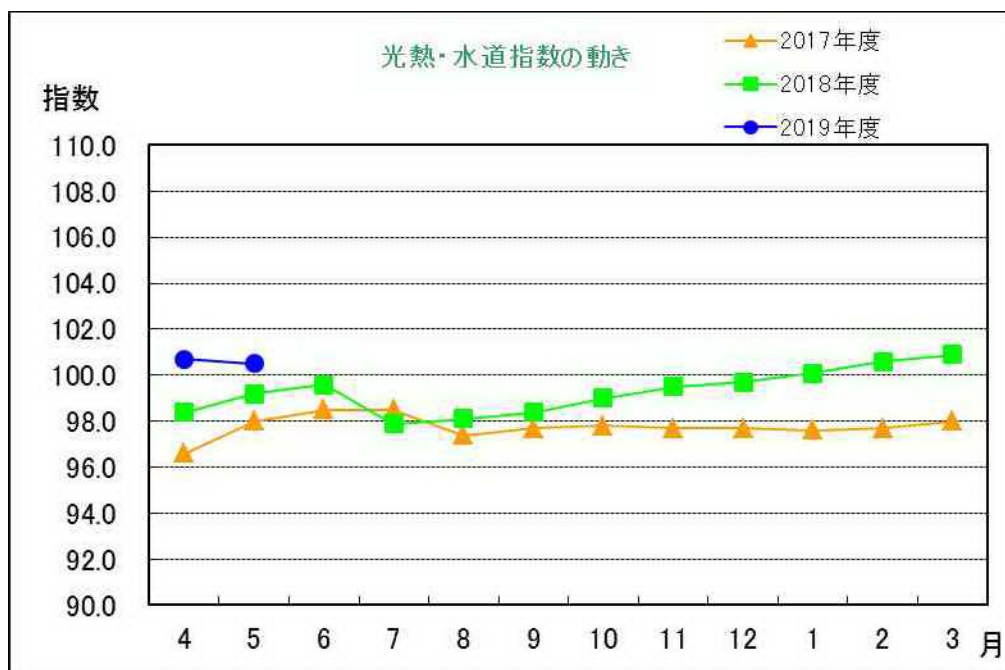
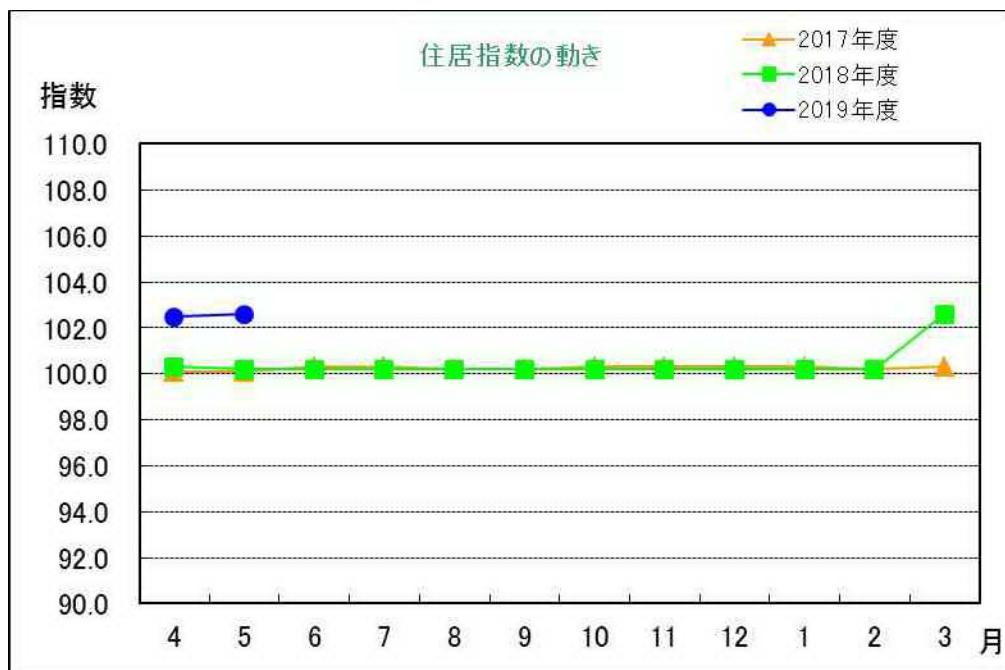
注) 中分類指数の項目のうち、寄与度および各指数の対前年同月比が比較的大きな項目のみを掲載しています。[] 内は、10大費目名です。

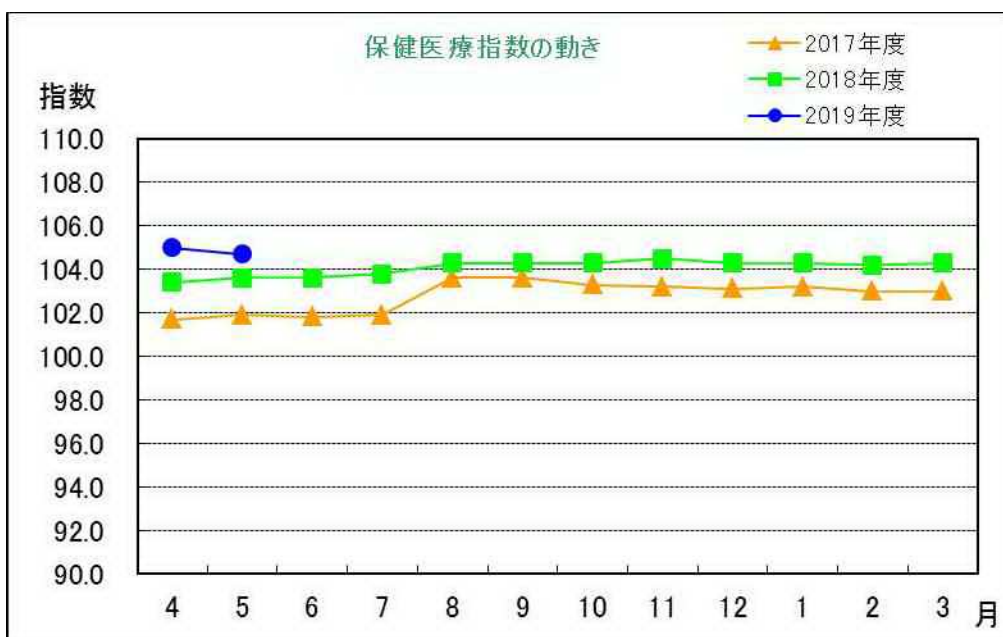
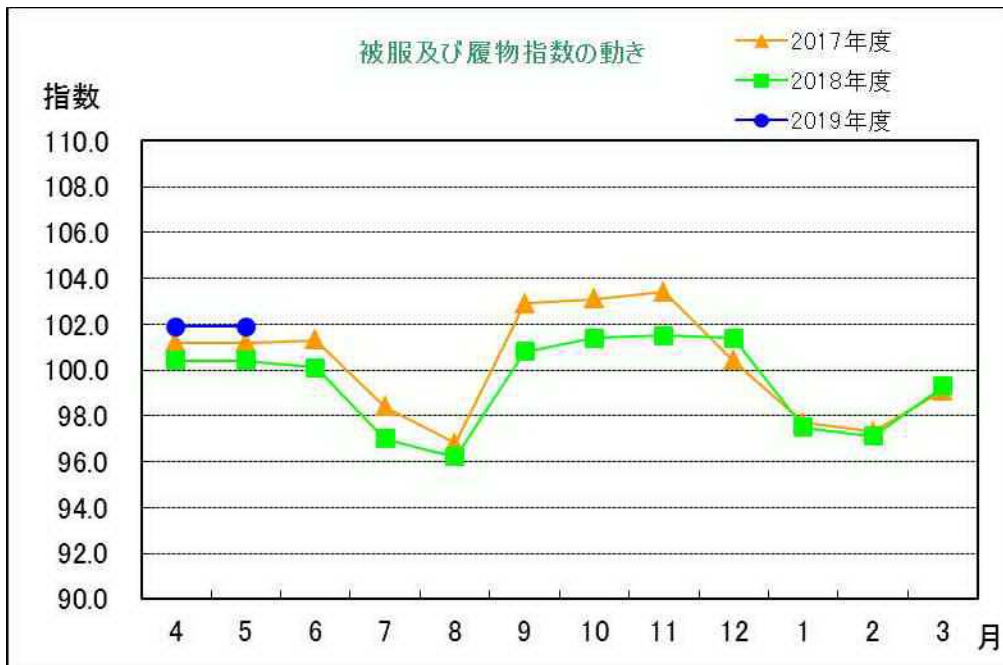
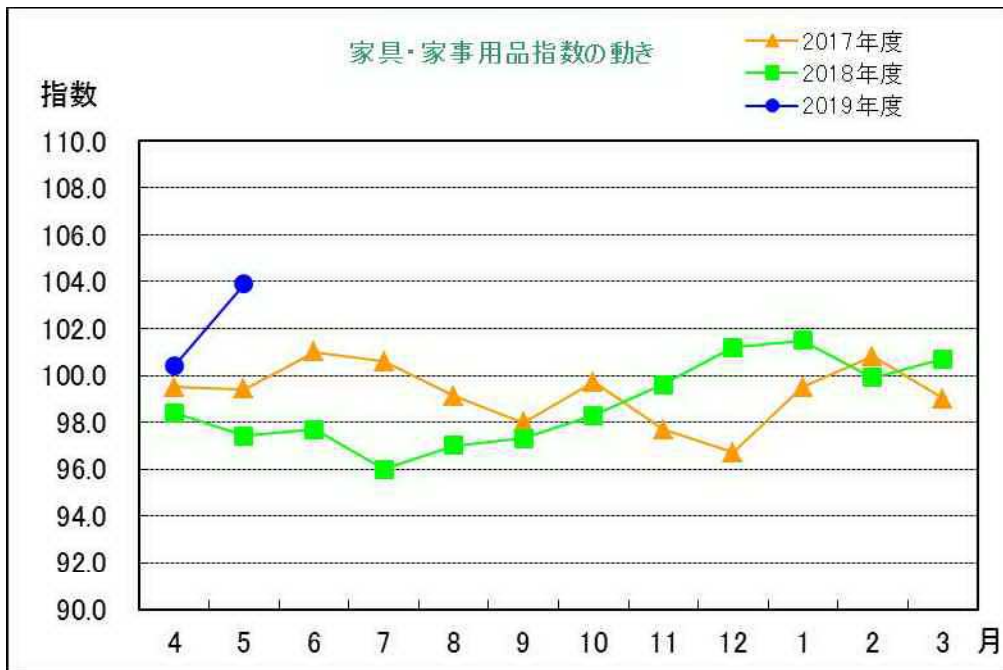
注) 生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）については、小分類指数です。

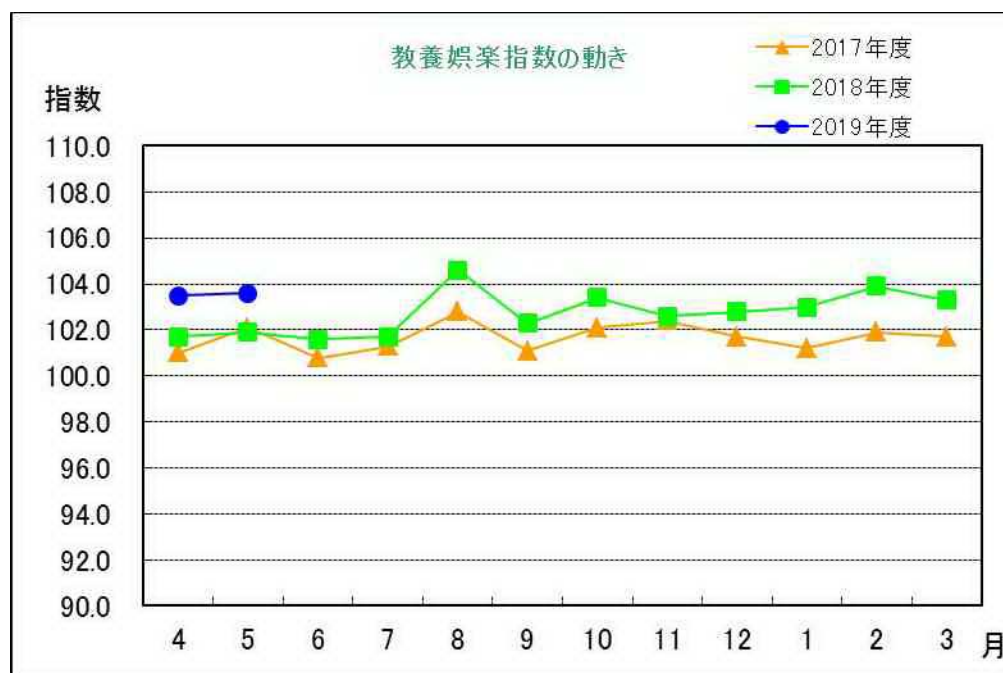
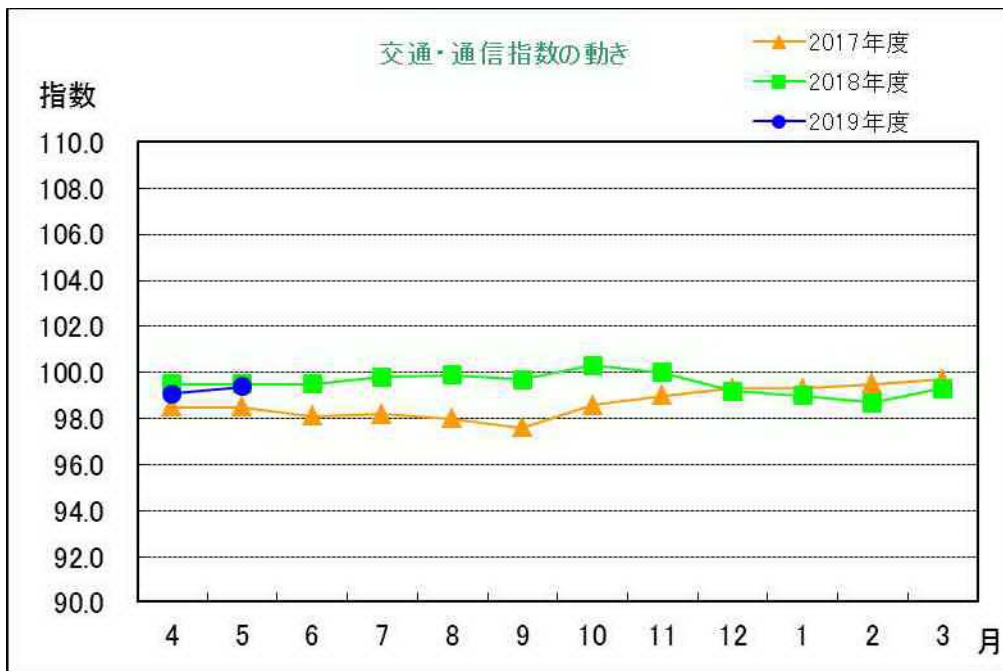
8. 総合指数別の年度比較

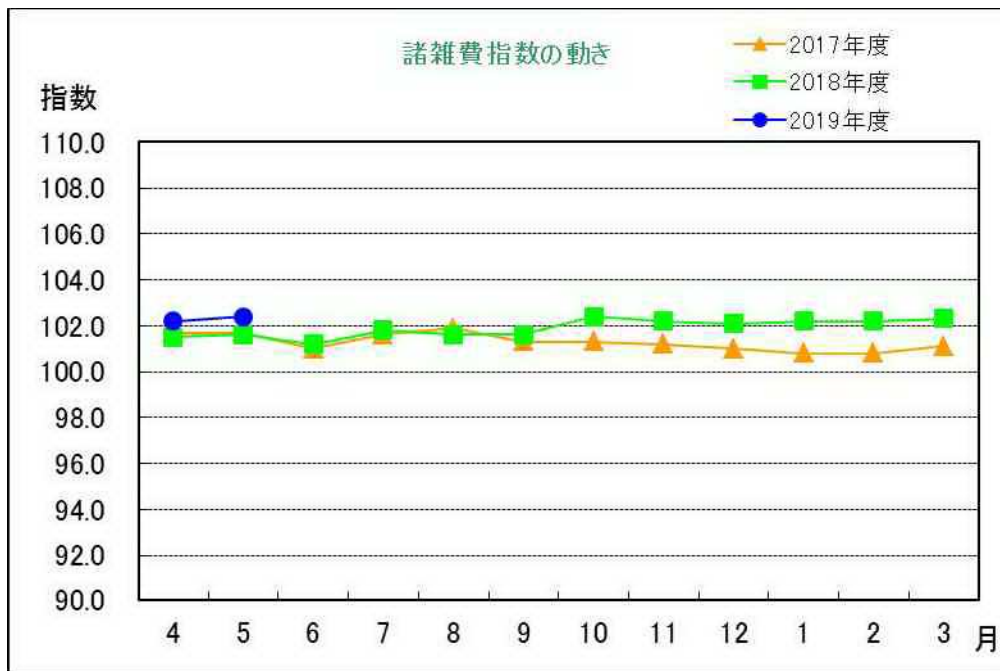


9. 10大費目別の年度比較









【参考】

消費者物価指数とは

消費者物価指数は、日常生活で私たち消費者が購入する各種商品（財やサービス）の価格の動きを総合し、平均的な物価の動きをみるために作られるもので、国民の消費生活にとって最も身近な指数です。日常購入する食料品、衣料品、電気製品、医薬・化粧品などの**財**の価格のほかに、授業料や家賃、理髪料、バス代などのような**サービス**の価格の動きも含まれます。

10大費目とは

指数計算に採用する品目は、世帯が購入する多数の財・サービス全体の物価変動を代表できるように、家計の消費支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、さらに、継続調査が可能であること等の観点から選定された584品目に、持家の帰属家賃1品目を加えた585品目です。これらを大分類したものが10大費目です。

この資料は総務省統計局が作成、公表している全国の消費者物価指数のうち、大津市の消費者物価指数についてまとめたものです。

【次回資料提供予定】 令和元年(2019年)7月19日(金) 午前10時

2019年 各集計機関別集計状況

【賃金】

● 連 合（平均賃金方式、加重平均）

（前年同時期）

	3月15日 (3月15日発表)	3月22日 (3月22日発表)	4月3日 (4月5日発表)	4月16日 (4月18日発表)	5月8日 (5月10日発表)	6月4日 (6月7日発表)		6月7日
全体計	2.16%	2.13%	2.15%	2.13%	2.10%	2.08%		2.08%
	6,653円	6,475円	6,412円	6,292円	6,217円	6,043円		5,989円
	(626組合)	(1,244組合)	(2,276組合)	(3,032組合)	(3,715組合)	(4,927組合)		(4,977組合)

（平均賃金方式、300人未満、加重平均）

	3月15日 (3月15日発表)	3月22日 (3月22日発表)	4月3日 (4月5日発表)	4月16日 (4月18日発表)	5月8日 (5月10日発表)	6月4日 (6月7日発表)		6月7日
300人未満	2.12%	2.02%	2.07%	2.04%	1.99%	1.95%		1.99%
	5,386円	5,183円	5,232円	5,110円	4,925円	4,792円		4,873円
	(280組合)	(642組合)	(1,384組合)	(1,949組合)	(2,543組合)	(3,555組合)		(3,537組合)

（平均賃金方式、300人以上、加重平均）

	3月15日 (3月15日発表)	3月22日 (3月22日発表)	4月3日 (4月5日発表)	4月16日 (4月18日発表)	5月8日 (5月10日発表)	6月4日 (6月7日発表)		6月7日
300人以上	2.16%	2.13%	2.16%	2.14%	2.11%	2.09%		2.09%
	6,687円	6,534円	6,505円	6,409円	6,376円	6,234円		6,153円
	(346組合)	(602組合)	(892組合)	(1,083組合)	(1,172組合)	(1,372組合)		(1,440組合)

○ 経団連（原則として東証一部上場、従業員500人以上、主要21業種大手251社、加重平均）

	4月23日			4月25日
大手企業	2.46%			2.54%
	8,310円			8,621円
	(60社)			(68社)

（従業員500人未満、17業種752社、加重平均）

	6月18日			6月15日
中小企業	1.87%			1.91%
	4,764円			4,805円
	(203社)			(223社)

■ 日経新聞（賃金動向調査）

	5月13日 (5月25日発表)		5月8日
	2.17%		2.31%
	6,763円		7,143円
	(467社)		(458社)

2019年 各集計機関別集計状況

【年間一時金】

● 連 合（加重平均、回答集計）

（前年同時期）

	4月3日 (4月5日発表)	5月8日 (5月10日発表)	6月4日 (6月7日発表)		
回答月数	4.90月 (1,371組合)	4.88月 (1,891組合)	4.86月 (2,234組合)		
回答額	1,565,936円 (698組合)	1,553,754円 (972組合)	1,552,701円 (1,207組合)		

6月7日
4.94月 (2,305組合)
1,581,344円 (1,328組合)

○ 経団連

なし

■ 日経新聞（上場企業等、加重平均、回答・妥結状況）

回答月数	—
回答額	—

月 日

【夏季一時金】

● 連 合（季別、加重平均、回答集計）

	4月3日 (4月5日発表)	5月8日 (5月10日発表)	6月4日 (6月7日発表)	
回答月数	2.48月 (950組合)	2.46月 (1,492組合)	2.45月 (1,986組合)	
回答額	694,009円 (535組合)	702,243円 (891組合)	700,916円 (1,268組合)	

6月7日
2.46月 (2,018組合)
740,100円 (1,455組合)

○ 経団連（原則として東証一部上場、従業員500人以上、主要21業種大手251社、加重平均）

	6月11日	
回答月数	—	
回答額	971,777円 (83社)	

6月14日
—
967,386円 (96社)

■ 日経新聞（賃金動向調査）

	5月13日 (5月25日発表)
回答月数	—
回答額	850,815円 (209社)

5月8日
—
829,786円 (199社)

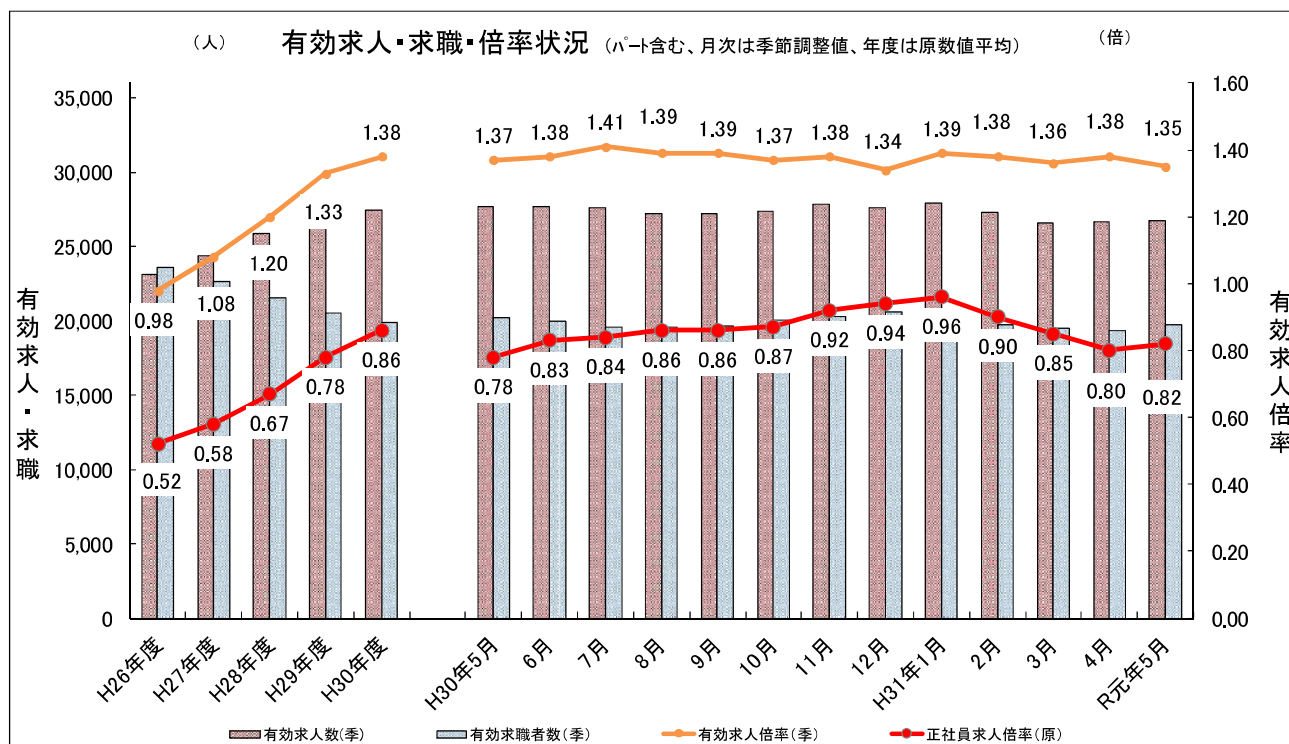
最近の雇用失業情勢

(令和元年5月分)

滋賀労働局職業安定部

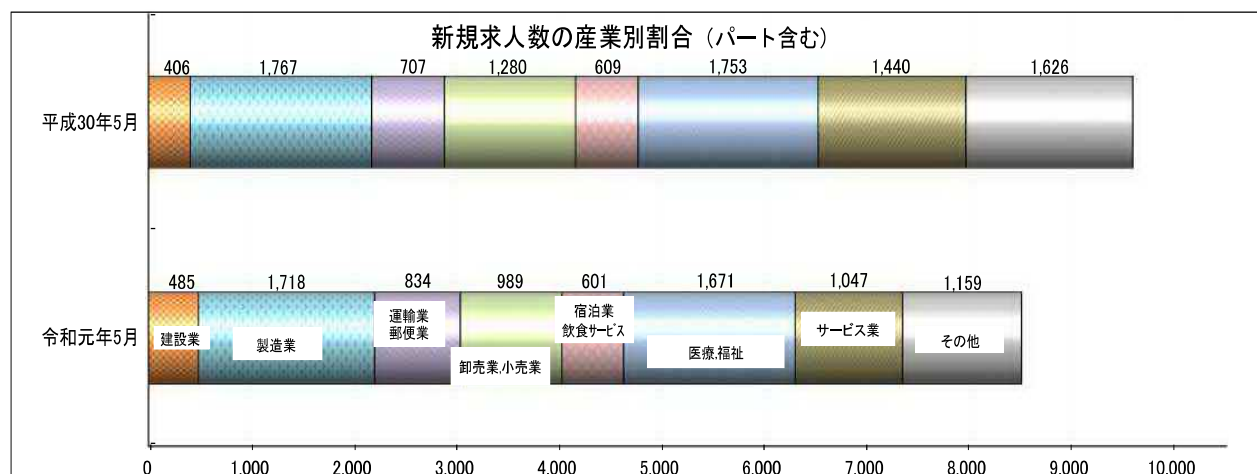
有効求人・求職の状況

5月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.35倍と前月を0.03ポイント下回った。
 正社員の有効求人倍率(原数値)は、0.82倍と前年同月を0.04ポイント上回った。
 就業地別有効求人倍率(季節調整値)は、1.65倍と前月を0.04ポイント下回った。
 有効求人数(季節調整値)は、26,758人で前月比0.3%増加となった。
 有効求職者数(季節調整値)は、19,775人で前月比2.4%増加となった。



新規求人の状況

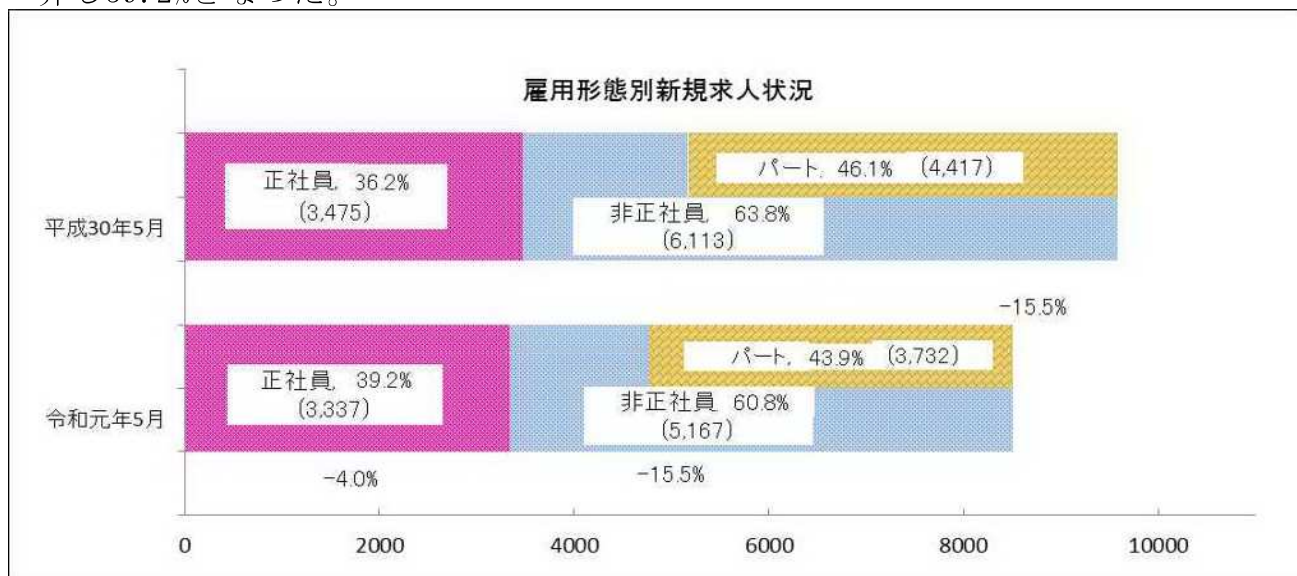
5月の新規求人倍率(季節調整値)は、1.99倍と前月を0.24ポイント下回った。
 新規求人数(原数値)は、8,504人で前年同月比11.3%の減少となった。建設業で19.5%、運輸業、郵便業で18.0%の増加となったが、製造業で2.8%、情報通信業で25.7%、卸売業、小売業で22.7%、学術研究、専門・技術サービス業で21.2%、宿泊業、飲食サービス業で1.3%、生活関連サービス業、娯楽業で47.9%、教育、学習支援業で48.3%、医療、福祉で4.7%、サービス業で27.3%の減少となった。



新規求人の雇用形態別の状況

5月の新規求人数を雇用形態別に前年同月と比較すると、正社員求人は4.0%の減少、非正社員求人は15.5%の減少となった。非正社員求人のうちパート求人は15.5%の減少となった。

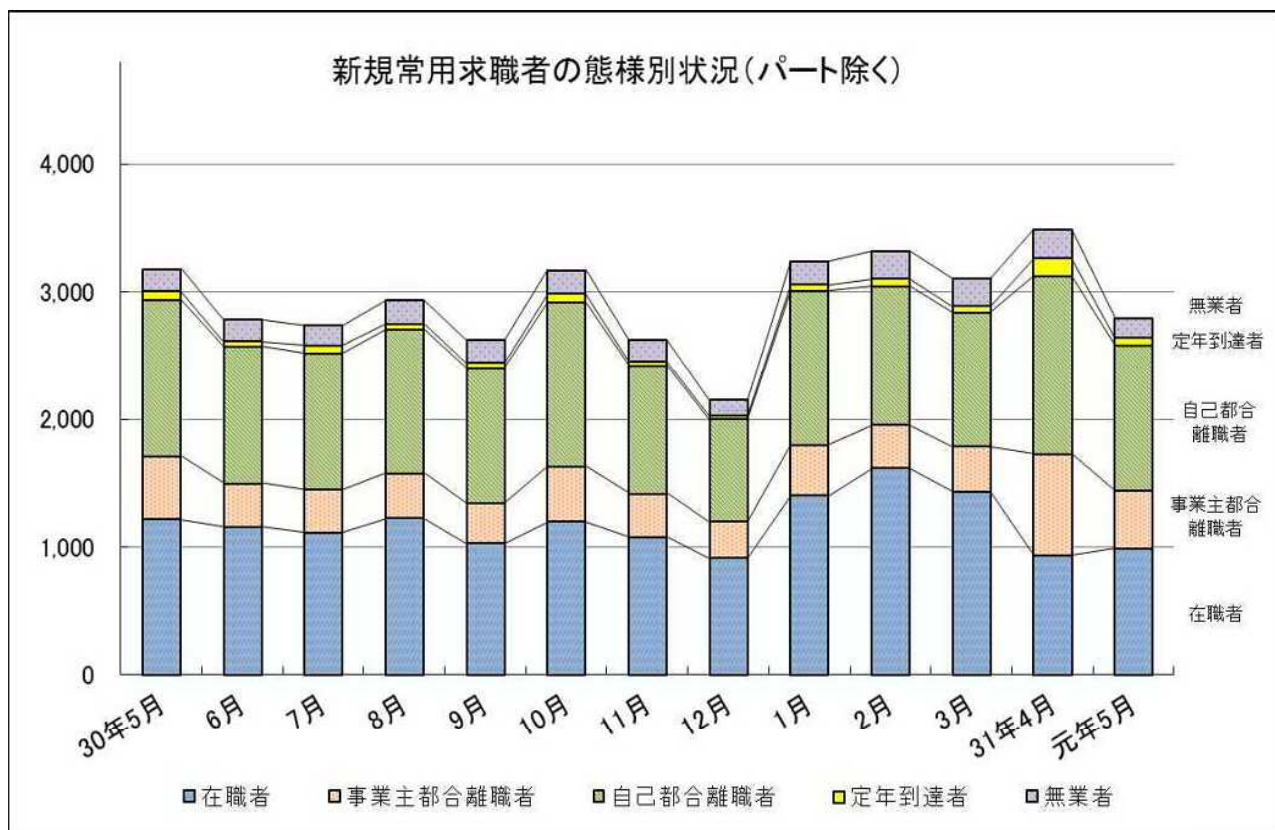
正社員求人が全体の新規求人に占める割合をみると、前年同月より3.0ポイント上昇し39.2%となった。



新規求職者等の状況

5月の新規求職者数(原数値)は、4,816人で前年同月比9.4%減少と6か月連続の減少となった。このうちパートを除く常用の新規求職申込件数は、2,817件で前年同月比12.0%の減少となった。

常用求職者数を態様別に前年同月と比較すると、在職者(18.4%減)、定年到達者(12.9%減)、事業主都合離職者(10.3%減)、自己都合離職者(6.5%減)、無業者(11.0%減)となった。



滋賀県における生活保護の実態 (生活扶助＋住宅扶助)

< 18歳単身世帯：年齢区分12歳～19歳 >

級地区分	市町村名	生活扶助					住宅扶助額 (実績値)	合 計
		第1類費及び 第2類費	児童養育 加算	冬季加算額	期末一時 扶助費	計		
1級地-1		78,640	0	1,080	1,160	80,880		
1級地-2	大 津 市	75,300	0	1,080	1,110	77,490	28,785	106,275
2級地-1	草 津 市	71,680	0	1,080	1,050	73,810	21,358	95,168
2級地-2		70,560	0	1,080	1,000	72,640		
3級地-1	彦根市・長浜市・近江 八幡市・守山市・栗 東市・甲賀市・野洲 市・湖南市・東近江市	67,470	0	1,080	950	69,500		90,858
3級地-2	上記以外	65,080	0	1,080	900	67,060		88,418

< 標準 3 人 世 帯 >

級地区分	市町村名	生活扶助					住宅扶助額 (実績値)	合 計
		第1類費及び 第2類費	児童養育 加算	冬季加算額	期末一時 扶助費	計		
1級地-1		147,180	10,000	1,730	1,950	160,860		
1級地-2	大 津 市	141,340	10,000	1,730	1,860	154,930	41,578	196,508
2級地-1	草 津 市	135,090	10,000	1,730	1,770	148,590	33,855	182,445
2級地-2		132,420	10,000	1,730	1,680	145,830		
3級地-1	彦根市・長浜市・近江 八幡市・守山市・栗 東市・甲賀市・野洲 市・湖南市・東近江市	126,450	10,000	1,730	1,600	139,780		173,635
3級地-2	上記以外	121,900	10,000	1,730	1,510	135,140		168,995

- ※ ○ 標準世帯とは、33歳男、29歳女及び4歳子による3人世帯である。
- 全国各市町村を各地域の物価指数を基準に、1級地-1、1級地-2、2級地-1、2級地-2、3級地-1、3級地-2の6階級に区分したもの。
- 第1類：個人の経費(衣・食等)である。
第2類：世帯の経費(光熱費等)である。
- 地区別冬季(11月～3月)加算額は、滋賀県はⅥ区で年間分を1ヶ月平均したものを加算したものである。
- 期末一時扶助費は、12月に支給分を1ヶ月平均したものを加算したものである。
- 生活扶助額は平成30年10月改定版による
- 住宅扶助額は、※平成28年被保護者調査による。
- ※大津市については、平成21年4月に中核都市となったことから、平成21年調査より別掲となる。

平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。 ※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース (800円未満)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

～・業務改善助成金の活用事例～

具体的な設備投資などについてご参考にしてください

業務改善

事例1

ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

<企業概要>

【所在地】新潟県 【従業員数】140人

【事業の種類】食品製造販売業

<課題と対応> 弁当製造における盛り付け時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用してベルトコンベアを導入しました。

弁当の盛り付け作業を効率化したい



盛り付け時間が25%削減

専務取締役

<独自の工夫>

以前は4種類の価格帯の弁当を製造していたが、1種類に集約することで製造の効率化が図られ、仕入スクも軽減している。

<実施内容> ベルトコンベアの導入で弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。

<成果> 弁当の盛り付け時間の削減によって生産性が向上し、28人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。



助成金活用のポイント

ベルトコンベアを導入したことで、弁当の盛り付け作業の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

業務改善

事例2

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

<企業概要>

【所在地】熊本県 【従業員数】24人

【事業の種類】生鮮食品小売業

<課題と対応> 繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

レジの精算業務を効率化したい



レジの精算時間が1.5倍の速さになり、預り金や釣銭の受け渡しの間違いがなくなった

人事課長

<独自の工夫>

各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり、(別スイッチを取り付け)、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたりし、廃棄ロスや保管設備費の削減につなげている。

<実施内容> 商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

<成果> レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。



助成金活用のポイント

セミセルフPOSレジを導入したことで、レジ業務の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

業務改善

事例3

新型の大容量釜導入による仕込み作業・清掃作業の効率化

<企業概要>

【所在地】栃木県 【従業員数】115人

【事業の種類】罐頭の製造及び販売業

<課題と対応> 罐頭製造時の仕込み回数や生産品目切り替え時の釜の清掃時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

一度に大量の仕込みができず、また、生産品目を切り替える際の釜の清掃に時間を要していたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用して新型の大容量釜を導入しました。

仕込み作業を効率化し、あわせて生産品目切り替え時の釜の清掃作業を効率化したい



一度に大量の仕込みが可能となり、清掃人員は5名から3名に、1日で100分の清掃時間が短縮

専務取締役

<独自の工夫>

各工程の現場責任者及び現場リーダーが月に1回、アルバイト・パートに業務効率化に対するアンケートを取り、集計結果を専務取締役にフィードバックして改善を行っている。

<実施内容> 大型で、生産品目の切り替え時に、罐頭製造時の残り物が落ちやすい釜に変えたことで、一度に大量の仕込みが可能となり作業の負担軽減・効率向上、光熱費削減が図られるとともに、清掃作業負担が軽減し、清掃に係る人員や時間を削減することができた。

<成果> 仕込み作業の効率化・釜の清掃負担の軽減によって生産性が向上し、8人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。



助成金活用のポイント

新型の大容量釜を導入したことで、仕込み作業・清掃作業の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

業務改善

事例4

新型食器洗浄機の導入による洗浄業務の効率化と光熱・洗剤費用の削減

<企業概要>

【所在地】広島県 【従業員数】61人

【事業の種類】ホテル業

<課題と対応> 食器洗浄に要する人員、時間、電力、水、洗剤を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

25年前に導入した食器洗浄機を使っていたため、洗浄に要する人員・時間・経費がかかり、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用して新型の食器洗浄機を導入しました。

食器洗浄作業を効率化したい



洗浄人員は6名から5名に、食器洗浄・乾燥時間が2/3に短縮

社長

<実施内容> 新型食器洗浄機を導入したことにより、洗浄・乾燥に係る人員や時間、電力、水、洗剤を削減することができた。また、掃除や整理整頓など、他の作業時間を創出できた。

<成果> 食器洗浄にかかる人員や時間の削減によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。



助成金活用のポイント

新型の食器洗浄機を導入したことで、食器洗浄業務の効率化・経費の削減につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

「滋賀働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が**無料**でご相談に応じます。

【滋賀働き方改革推進支援センター】

お問合せや
ご相談は
こちらまで

フリーダイヤル： 0120-100-227

FAX : 077-526-3577

E-mail : hatarakikata-shiga@s-keisankyo.or.jp

URL : <http://www.s-keisankyo.or.jp/hatarakikata/>

住 所 : 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階
(一社) 滋賀経済産業協会内



【受付時間】 9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からの
ご連絡をお待ちしております。

- 36協定・就業規則について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない
- 団体役員・顧客や従業員の研修会を開催したい

無料
どうぞお気軽に、
ご相談ください。

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問し、ご相談に応じます。
- ▶ 出張相談会・セミナーも開催しますので、研修会等にご活用ください。
- ▶ 相談を希望される場合は、裏面の個別相談申込書で申し込みください。



最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 年次別最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

	監督実施事業場数 ①	違反事業場数 ②	違反率 (②÷①)×100
平成26年	283	26	9.2%
平成27年	292	19	6.5%
平成28年	233	54	23.2%
平成29年	287	38	13.2%
平成30年	439	53	12.1%
平成31年	341	37	10.9%

(2) 業種別の状況(平成31年)

	監督実施事業場数 ①	違反事業場数 ②	違反率 (②÷①)×100
製造業	111	9	8.1%
商 業	102	15	14.7%
接客娯楽業	52	5	9.6%
その他	76	8	10.5%
計	341	37	10.9%

平成31年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

平成31年8月

答申要旨 公示	15日 →	異議申出 締切	1営業日 →	官報 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
8月1日 (木)		8月16日 (金)		8月19日 (月)		8月28日 (水)		9月27日 (金)
8月2日 (金)		8月19日 (月)		8月20日 (火)		8月29日 (木)		9月28日 (土)
8月3日 (土)		8月19日 (月)		8月20日 (火)		8月29日 (木)		9月28日 (土)
8月4日 (日)		8月19日 (月)		8月20日 (火)		8月29日 (木)		9月28日 (土)
8月5日 (月)		8月20日 (火)		8月21日 (水)		8月30日 (金)		9月29日 (日)
8月6日 (火)		8月21日 (水)		8月22日 (木)		9月2日 (月)		10月2日 (水)
8月7日 (水)		8月22日 (木)		8月23日 (金)		9月3日 (火)		10月3日 (木)
8月8日 (木)		8月23日 (金)		8月26日 (月)		9月4日 (水)		10月4日 (金)
8月9日 (金)		8月26日 (月)		8月27日 (火)		9月5日 (木)		10月5日 (土)
8月10日 (土)		8月26日 (月)		8月27日 (火)		9月5日 (木)		10月5日 (土)
8月11日 (日)		8月26日 (月)		8月27日 (火)		9月5日 (木)		10月5日 (土)
8月12日 (月)		8月27日 (火)		8月28日 (水)		9月6日 (金)		10月6日 (日)
8月13日 (火)		8月28日 (水)		8月29日 (木)		9月9日 (月)		10月9日 (水)
8月14日 (水)		8月29日 (木)		8月30日 (金)		9月10日 (火)		10月10日 (木)
8月15日 (木)		8月30日 (金)		9月2日 (月)		9月11日 (水)		10月11日 (金)
8月16日 (金)		9月2日 (月)		9月3日 (火)		9月12日 (木)		10月12日 (土)
8月17日 (土)		9月2日 (月)		9月3日 (火)		9月12日 (木)		10月12日 (土)
8月18日 (日)		9月2日 (月)		9月3日 (火)		9月12日 (木)		10月12日 (土)
8月19日 (月)		9月3日 (火)		9月4日 (水)		9月13日 (金)		10月13日 (日)
8月20日 (火)		9月4日 (水)		9月5日 (木)		9月17日 (火)		10月17日 (木)
8月21日 (水)		9月5日 (木)		9月6日 (金)		9月18日 (水)		10月18日 (金)
8月22日 (木)		9月6日 (金)		9月9日 (月)		9月19日 (木)		10月19日 (土)
8月23日 (金)		9月9日 (月)		9月10日 (火)		9月20日 (金)		10月20日 (日)
8月24日 (土)		9月9日 (月)		9月10日 (火)		9月20日 (金)		10月20日 (日)
8月25日 (日)		9月9日 (月)		9月10日 (火)		9月20日 (金)		10月20日 (日)
8月26日 (月)		9月10日 (火)		9月11日 (水)		9月24日 (火)		10月24日 (木)
8月27日 (火)		9月11日 (水)		9月12日 (木)		9月25日 (水)		10月25日 (金)
8月28日 (水)		9月12日 (木)		9月13日 (金)		9月26日 (木)		10月26日 (土)
8月29日 (木)		9月13日 (金)		9月17日 (火)		9月27日 (金)		10月27日 (日)
8月30日 (金)		9月17日 (火)		9月18日 (水)		9月30日 (月)		10月30日 (水)
8月31日 (土)		9月17日 (火)		9月18日 (水)		9月30日 (月)		10月30日 (水)

平成31年9月

答申要旨 公示	15日 →	異議申出 締切	1営業日 →	官報 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
9月1日 (日)		9月17日 (火)		9月18日 (水)		9月30日 (月)		10月30日 (水)
9月2日 (月)		9月17日 (火)		9月18日 (水)		9月30日 (月)		10月30日 (水)
9月3日 (火)		9月18日 (水)		9月19日 (木)		10月1日 (火)		10月31日 (木)
9月4日 (水)		9月19日 (木)		9月20日 (金)		10月2日 (水)		11月1日 (金)
9月5日 (木)		9月20日 (金)		9月24日 (火)		10月3日 (木)		11月2日 (土)
9月6日 (金)		9月24日 (火)		9月25日 (水)		10月4日 (金)		11月3日 (日)
9月7日 (土)		9月24日 (火)		9月25日 (水)		10月4日 (金)		11月3日 (日)
9月8日 (日)		9月24日 (火)		9月25日 (水)		10月4日 (金)		11月3日 (日)
9月9日 (月)		9月24日 (火)		9月25日 (水)		10月4日 (金)		11月3日 (日)
9月10日 (火)		9月25日 (水)		9月26日 (木)		10月7日 (月)		11月6日 (水)
9月11日 (水)		9月26日 (木)		9月27日 (金)		10月8日 (火)		11月7日 (木)
9月12日 (木)		9月27日 (金)		9月30日 (月)		10月9日 (水)		11月8日 (金)
9月13日 (金)		9月30日 (月)		10月1日 (火)		10月10日 (木)		11月9日 (土)
9月14日 (土)		9月30日 (月)		10月1日 (火)		10月10日 (木)		11月9日 (土)
9月15日 (日)		9月30日 (月)		10月1日 (火)		10月10日 (木)		11月9日 (土)
9月16日 (月)		10月1日 (火)		10月2日 (水)		10月11日 (金)		11月10日 (日)
9月17日 (火)		10月2日 (水)		10月3日 (木)		10月15日 (火)		11月14日 (木)
9月18日 (水)		10月3日 (木)		10月4日 (金)		10月16日 (水)		11月15日 (金)
9月19日 (木)		10月4日 (金)		10月7日 (月)		10月17日 (木)		11月16日 (土)
9月20日 (金)		10月7日 (月)		10月8日 (火)		10月18日 (金)		11月17日 (日)
9月21日 (土)		10月7日 (月)		10月8日 (火)		10月18日 (金)		11月17日 (日)
9月22日 (日)		10月7日 (月)		10月8日 (火)		10月18日 (金)		11月17日 (日)
9月23日 (月)		10月8日 (火)		10月9日 (水)		10月21日 (月)		11月20日 (水)
9月24日 (火)		10月9日 (水)		10月10日 (木)		10月22日 (火)		11月21日 (木)
9月25日 (水)		10月10日 (木)		10月11日 (金)		10月23日 (水)		11月22日 (金)
9月26日 (木)		10月11日 (金)		10月15日 (火)		10月24日 (木)		11月23日 (土)
9月27日 (金)		10月15日 (火)		10月16日 (水)		10月25日 (金)		11月24日 (日)
9月28日 (土)		10月15日 (火)		10月16日 (水)		10月25日 (金)		11月24日 (日)
9月29日 (日)		10月15日 (火)		10月16日 (水)		10月25日 (金)		11月24日 (日)
9月30日 (月)		10月15日 (火)		10月16日 (水)		10月25日 (金)		11月24日 (日)

平成31年10月

答申要旨 公示	15日 →	異議申出 締切	1営業日 →	官報 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
10月1日 (火)		10月16日 (水)		10月17日 (木)		10月28日 (月)		11月27日 (水)
10月2日 (水)		10月17日 (木)		10月18日 (金)		10月29日 (火)		11月28日 (木)
10月3日 (木)		10月18日 (金)		10月21日 (月)		10月30日 (水)		11月29日 (金)
10月4日 (金)		10月21日 (月)		10月22日 (火)		10月31日 (木)		11月30日 (土)
10月5日 (土)		10月21日 (月)		10月22日 (火)		10月31日 (木)		11月30日 (土)
10月6日 (日)		10月21日 (月)		10月22日 (火)		10月31日 (木)		11月30日 (土)
10月7日 (月)		10月22日 (火)		10月23日 (水)		11月1日 (金)		12月1日 (日)
10月8日 (火)		10月23日 (水)		10月24日 (木)		11月5日 (火)		12月5日 (木)
10月9日 (水)		10月24日 (木)		10月25日 (金)		11月6日 (水)		12月6日 (金)
10月10日 (木)		10月25日 (金)		10月28日 (月)		11月7日 (木)		12月7日 (土)
10月11日 (金)		10月28日 (月)		10月29日 (火)		11月8日 (金)		12月8日 (日)
10月12日 (土)		10月28日 (月)		10月29日 (火)		11月8日 (金)		12月8日 (日)
10月13日 (日)		10月28日 (月)		10月29日 (火)		11月8日 (金)		12月8日 (日)
10月14日 (月)		10月29日 (火)		10月30日 (水)		11月11日 (月)		12月11日 (水)
10月15日 (火)		10月30日 (水)		10月31日 (木)		11月12日 (火)		12月12日 (木)
10月16日 (水)		10月31日 (木)		11月1日 (金)		11月13日 (水)		12月13日 (金)
10月17日 (木)		11月1日 (金)		11月5日 (火)		11月14日 (木)		12月14日 (土)
10月18日 (金)		11月5日 (火)		11月6日 (水)		11月15日 (金)		12月15日 (日)
10月19日 (土)		11月5日 (火)		11月6日 (水)		11月15日 (金)		12月15日 (日)
10月20日 (日)		11月5日 (火)		11月6日 (水)		11月15日 (金)		12月15日 (日)
10月21日 (月)		11月5日 (火)		11月6日 (水)		11月15日 (金)		12月15日 (日)
10月22日 (火)		11月6日 (水)		11月7日 (木)		11月18日 (月)		12月18日 (水)
10月23日 (水)		11月7日 (木)		11月8日 (金)		11月19日 (火)		12月19日 (木)
10月24日 (木)		11月8日 (金)		11月12日 (月)		11月20日 (水)		12月20日 (金)
10月25日 (金)		11月11日 (月)		11月12日 (火)		11月21日 (木)		12月21日 (土)
10月26日 (土)		11月11日 (月)		11月12日 (火)		11月21日 (木)		12月21日 (土)
10月27日 (日)		11月11日 (月)		11月12日 (火)		11月21日 (木)		12月21日 (土)
10月28日 (月)		11月12日 (火)		11月13日 (水)		11月22日 (金)		12月22日 (日)
10月29日 (火)		11月13日 (水)		11月14日 (木)		11月25日 (月)		12月25日 (水)
10月30日 (水)		11月14日 (木)		11月15日 (金)		11月26日 (火)		12月26日 (木)
10月31日 (木)		11月15日 (金)		11月18日 (月)		11月27日 (水)		12月27日 (金)

平成31年11月

答申要旨 公示	15日 →	異議申出 締切	1営業日 →	官報 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
11月1日 (金)		11月18日 (月)		11月19日 (火)		11月28日 (木)		12月28日 (土)
11月2日 (土)		11月18日 (月)		11月19日 (火)		11月28日 (木)		12月28日 (土)
11月3日 (日)		11月18日 (月)		11月19日 (火)		11月28日 (木)		12月28日 (土)
11月4日 (月)		11月19日 (火)		11月20日 (水)		11月29日 (金)		12月29日 (日)
11月5日 (火)		11月20日 (水)		11月21日 (木)		11月30日 (土)		12月30日 (月)
11月6日 (水)		11月21日 (木)		11月22日 (金)		12月1日 (日)		12月31日 (火)
11月7日 (木)		11月22日 (金)		11月25日 (月)		12月4日 (水)		1月3日 (金)
11月8日 (金)		11月25日 (月)		11月26日 (火)		12月5日 (木)		1月4日 (土)
11月9日 (土)		11月25日 (月)		11月26日 (火)		12月5日 (木)		1月4日 (土)
11月10日 (日)		11月25日 (月)		11月26日 (火)		12月5日 (木)		1月4日 (土)
11月11日 (月)		11月26日 (火)		11月27日 (水)		12月6日 (金)		1月5日 (日)
11月12日 (火)		11月27日 (水)		11月28日 (木)		12月9日 (月)		1月8日 (水)
11月13日 (水)		11月28日 (木)		11月29日 (金)		12月10日 (火)		1月9日 (木)
11月14日 (木)		11月29日 (金)		12月2日 (月)		12月11日 (水)		1月10日 (金)
11月15日 (金)		12月2日 (月)		12月3日 (火)		12月12日 (木)		1月11日 (土)
11月16日 (土)		12月2日 (月)		12月3日 (火)		12月12日 (木)		1月11日 (土)
11月17日 (日)		12月2日 (月)		12月3日 (火)		12月12日 (木)		1月11日 (土)
11月18日 (月)		12月3日 (火)		12月4日 (水)		12月13日 (金)		1月12日 (日)
11月19日 (火)		12月4日 (水)		12月5日 (木)		12月16日 (月)		1月15日 (水)
11月20日 (水)		12月5日 (木)		12月6日 (金)		12月17日 (火)		1月16日 (木)
11月21日 (木)		12月6日 (金)		12月9日 (月)		12月18日 (水)		1月17日 (金)
11月22日 (金)		12月9日 (月)		12月10日 (火)		12月19日 (木)		1月18日 (土)
11月23日 (土)		12月9日 (月)		12月10日 (火)		12月19日 (木)		1月18日 (土)
11月24日 (日)		12月9日 (月)		12月10日 (火)		12月19日 (木)		1月18日 (土)
11月25日 (月)		12月10日 (火)		12月11日 (水)		12月20日 (金)		1月19日 (日)
11月26日 (火)		12月11日 (水)		12月12日 (木)		12月24日 (火)		1月23日 (木)
11月27日 (水)		12月12日 (木)		12月13日 (金)		12月25日 (水)		1月24日 (金)
11月28日 (木)		12月13日 (金)		12月16日 (月)		12月26日 (木)		1月25日 (土)
11月29日 (金)		12月16日 (月)		12月17日 (火)		12月27日 (金)		1月26日 (日)
11月30日 (土)		12月16日 (月)		12月17日 (火)		12月27日 (金)		1月26日 (日)

令和元年度 滋賀地方最低賃金審議会開催日程 (案)

令和元年7月8日現在

日 付	開始時刻	会 議 名	出席者	主 要 議 題 (予定)
7月22日 (月)	13時30分	事業場実地視察	全委員	
8月1日 (木)	10時30分	滋賀地方最低賃金審議会 (第2回)	全委員	・ 中央最低賃金審議会の目安報告
8月1日 (木)	13時30分	滋賀県最低賃金専門部会 (第1回)	専門部会委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定審議・金額審議
8月5日 (月)	9時30分	滋賀県最低賃金専門部会 (第2回)	専門部会委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定審議・金額審議
8月5日 (月)	13時00分	滋賀県最低賃金専門部会 (第3回)	専門部会委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定審議・金額審議
8月7日 (水)	9時30分	滋賀県最低賃金専門部会 (予備日)	専門部会委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定審議・金額審議
8月5日 (月)	16時00分	滋賀地方最低賃金審議会 (第3回)	全委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定 (答申) ・ 特定 (産業別) 最低賃金の改正決定に係る必要性の有無 (諮問)
8月7日 (水)	11時00分	滋賀地方最低賃金審議会 (第3回) (8月7日に専門部会を開催した場合)	全委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定 (答申) ・ 特定 (産業別) 最低賃金の改正決定に係る必要性の有無 (諮問)
8月19日 (月)	13時30分	特別検討小委員会 (第1回)	小委員会委員	・ 特定 (産業別) 最低賃金の改正決定に係る必要性について
8月21日 (水)	10時00分	滋賀地方最低賃金審議会 (第4回) (異議審)	全委員	・ 滋賀県最低賃金答申に関する異議審議 ・ 特定 (産業別) 最低賃金の改正決定の必要性の有無 (答申) ・ 特定 (産業別) 最低賃金の改正決定 (諮問)
8月23日 (金)	10時00分	滋賀地方最低賃金審議会 (第4回) (異議審) (8月7日に第3回を開催した場合)	全委員	・ 滋賀県最低賃金答申に関する異議審議 ・ 特定 (産業別) 最低賃金の改正決定の必要性の有無 (答申) ・ 特定 (産業別) 最低賃金の改正決定 (諮問)



滋労発基 0708 第 1 号
令和元年 7 月 8 日

滋賀地方最低賃金審議会

会長 中 睦 殿

滋賀労働局長
石坂 弘秋

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和 55 年滋賀労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。